

令和5年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和5年3月8日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 発議第 1号 赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例案について
- 第 5 議案第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第10号))
- 第 6 議案第 2号 赤井川村個人情報保護法施行条例案について
- 第 7 議案第 3号 赤井川村個人情報保護審査会条例案について
- 第 8 議案第 4号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 9 議案第 5号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め条例等の一部を改正する条例案について
- 第10 議案第 6号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第11 議案第 7号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第12 議案第 8号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 第13 議案第 9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第11号)
- 第14 議案第10号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第11号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第12号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第17 議案第13号 令和4年度赤井川村下水道特別会計補正予算(第4号)
- 第18 令和5年度行政と予算案の大綱
- 第19 令和5年度教育行政執行方針
- 第20 議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算
- 第21 議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算
- 第24 議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算

◎出席議員（7名）

| | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|----|---|----|---|---|---|
| 1番 | 連 | 茂 | 君 | 2番 | 曾 | 根 | 敏 | 明 | 君 |
| 4番 | 能 | 登 | ゆ | う | 君 | 5番 | 湯 | 澤 | 幸 |
| 6番 | 川 | 人 | 孝 | 則 | 君 | 7番 | 山 | 口 | 芳 |
| 8番 | 岩 | 井 | 英 | 明 | 君 | | | | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 村 | 長 | 馬 | 場 | 希 | 君 |
| 副 | 村 | 大 | 石 | 和 | 朗 |
| 会 | 計 | 谷 | 早 | 苗 | 君 |
| 管 | 理 | 高 | 松 | 重 | 和 |
| 者 | | 瀨 | 戸 | 雅 | 哉 |
| 総 | 務 | 神 | 信 | 弘 | 君 |
| 課 | 長 | 秋 | 元 | 千 | 春 |
| 長 | | 今 | 城 | 豪 | 君 |
| 住 | 民 | 根 | 井 | 朗 | 夫 |
| 課 | 長 | 藤 | 田 | 俊 | 幸 |
| 保 | 健 | 大 | 西 | 敏 | 典 |
| 福 | 祉 | 中 | 西 | 貢 | 君 |
| 課 | 長 | 阿 | 部 | 猛 | 君 |
| 長 | | | | | |
| 産 | 業 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 会 | 次 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 代 | 表 | | | | |
| 監 | 査 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 選 | 挙 | | | | |
| 管 | 理 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 会 | 長 | | | | |
| 農 | 業 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 会 | 会 | | | | |
| 長 | | | | | |

◎議会事務局

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 横 | 井 | 慎 | 之 | 君 |
| 書 | | | | 伊 | 藤 | 秋 | 恵 | 君 |

(午前10時00開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。皆様にお知らせいたします。ただいまの出席議員数は7名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、発議1件、議案18件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、川人孝則君及び7番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月10日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月10日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年12月から令和5年1月分の例月出納検査結果報告書並びに2月10日に実施いたしました定例監査の結果報告書の提出がありましたので、2ページから4ページとして配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。3件行政報告させていただきます。

まず、お手元の資料1ページ目をお開きください。まず、1点目、令和4年度赤井川村ふるさと納税事業及び公共観光施設を核とした関係人口構築業務につきましての中間報告、2回目ということでございます。

1の業務の目的としましては、新型コロナウイルス感染症に係る様々な制限が段階的に緩和されている状況が見られている中、停滞した観光需要の活性化を図るため、村の公共観光施設、カルデラ温泉、道の駅あかいがわの客観的な現状把握を行い、今後の運営に向けた魅力ある地元食材を活用した食メニュー、特産品開発を進めるとともに、ふるさと納税寄附者との交流会や効果的な地域特産品のプロモーションを進め、ふるさと納税新規登録者及びリピーターを確保するとともに、人が集う観光施設づくりとこれら施設を核とした関係人口の構築を図ることを目的とするものでございます。

業務の中間報告として、まず1つとして公共観光施設の魅力向上調査業務です。新商品メニュー開発、特産品開発についてですけれども、村産品等を活用した新たな商品開発として、赤井川産メープルシロップを使用したカップアイス、赤井川産カボチャを活用したパンプキンスープ、パンプキンカレーを試作及び試験製造をしております。上記試作品は、村内で試験販売を行うということで、3月の12日、この日曜日からです。カップアイスの販売場所とパンプキンスープの販売場所ともに、道の駅あかいがわ、カルデラ温泉、キロロリゾートと3か所で試験販売を行いたいと思っております。パンプキンカレーの販売場所につきましては、一応予定として3月下旬にアとイに依頼予定ということで、同じような3か所で試験販売をしていきたいというふうに考えてございます。

次、2ページ目に入りまして、調査業務活動につきましては、アとしまして各公共観光施設の来場者数、販売動向などの分析ということで、カルデラ温泉、道の駅あかいがわの過去3年間の来場者の施設利用調査、事業者からのヒアリングを実施、分析内容を現在取りまとめ中でございます。イにつきましては、来場者動線及び販売戦略の検討ということで、販売スペース、休憩スペース、飲食スペースに分けて、全体動線、施設の装飾、商品配置について検討を進めております。特に道の駅あかいがわは、本館、直売所に分けて検討を進めております。ウにつきましては、エリア周遊観光資源、商品化検討ということで、観光メニューの可能性に関して、移動手段や村内及び周辺観光スポットの評価等を行い、総合的な観光施策について検討を重ねております。

③として、その他調査業務に関わる事項として、進捗報告と助言をいただく場として意見交換を実施しております。2回目は、この2月の13日に開催を終えております。3回目の予定としては3月の下旬を予定してございます。

3ページ、4ページ、5ページにつきましては、それぞれ今お話ししました加工品の商品開発の商品イメージということで資料として添付しておりますので、後ほど御覧いただければなというふうに思います。

続きまして、6ページ目をお開きください。温泉熱（カルデラ温泉）新規掘削及び公共

施設エネルギー転換設備等導入実施設計業務の進捗状況についてということで、2回目になります。契約の概要につきましては、委託業務期間は令和4年5月12日から令和5年3月15日まで、業務委託料としては1億7,820万円、契約の相手方は北電総合設計株式会社であります。3号井掘削進捗状況ですけれども、9月より掘削を開始しまして、1月の18日に1,500メートル、掘削許可深度に到達をしております。掘削後のスケジュールとしましては、揚湯試験に向けた事前作業を実施後、1号及び2号井の影響試験と並行して2月21日から24日まで揚湯試験を実施しております。揚湯試験結果から、カルデラ温泉暖房、給湯、体育館暖房の温泉熱利用設備実施設計書作成の作業に入っております。工事実施に当たっては、令和5年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用予定としております。

最後になります。7ページ、令和4年12月1日以降工事等発注状況についてでございます。12月28日に1件、2月21日に1件ということで2件の工事等の発注を行っておりますので、後ほどご覧いただければなというふうに思います。

以上、3件について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 続いて、教育長より報告を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 改めましておはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。

赤井川村国際交流推進プランの策定についてであります。本村国際交流事業については、平成6年に始まる歴史のある取組ですが、平成30年にグローバル社会に対応できる人材の育成を目指してプランを策定し、国際交流を推進してきたところでしたが、このたび改正年度になったことから、本プランを見直し、改正したものです。学校教育の外国語教育や国際理解教育と社会教育の国際交流プログラムを効果的に関連づけ、内容の充実を図ることによってグローバル社会を豊かに生き抜く人材の育成を図ることを目指すものです。本プランは、本村国際交流事業の歴史や本事業の目的、今後に向けての取組の方向性が示されています。ご参照いただければ幸いです。また、今後とも国際交流事業につきましてはより効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 発議第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、発議第1号 赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登議員。

○4番（能登ゆう君） ただいま上程いたしました発議第1号につきまして説明いたします。

なお、条例案の朗読はいたしません、内容につきましては資料に沿って説明いたします。

発議第1号 赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例案について。

赤井川村議会会議規則第14条第3項の規定により、赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、提出者、赤井川村議会議員、能登ゆう、賛成者、赤井川村議会議員、湯澤幸敏。

制定の理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、村議会の保有する個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものです。

21ページ以降をお開きください。今まで個人情報の取扱いについては、総務省が所管する行政機関、独立行政法人等の国の機関及び個人情報保護委員会が所管する民間事業者についてはそれぞれ3本の個人情報保護法があり、そして各地方公共団体については条例にて定められていました。しかし、昨今は社会情勢が大きく変化し、社会全体のデジタル化に対応し、より強化しなければならない個人情報保護の観点とその個人情報データを活用することのサービス向上の両立が求められているため、個人情報保護の全国の共通ルールを法律で一本化することとなり、令和5年4月1日より新たに法律が施行されることとなりました。その際、今までの赤井川村個人情報保護条例が廃止され、新たな法律に基づいた条例を制定することになりますが、国や裁判所において新法による個人情報の取扱いに係る対象外となっていることから、地方公共団体の機関から除外されており、議会におきましては各市町村議会が独立した条例を制定する必要となりました。条例内容につきましては、全国議会議長会による標準条例案に準じて作成しており、また条例には罰則もあることから、事前に札幌地方検察庁へ条例案の事前協議を行い、令和5年2月8日付で特段の問題はなかった旨の回答をいただいております。

以上で説明いたします。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、発議第1号 赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第1号の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、国営赤井川東用水路漏水修繕費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月17日、赤井川村長。

それでは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第10号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。

令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年1月17日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきたいと思っております。第1表、歳出予算補正、歳出、5款農林水産業費、既定額に106万5,000円を追加し、1億8,581万2,000円に。これは、1項の農業費の増でございます。

続いて、12款予備費、既定額から106万5,000円を減じ、114万1,000円に。

歳出合計、補正額の増減はなく、28億8,055万5,000円となります。

続いて、4ページに移ります。2、歳出、5款農林水産業費、1項農業費、9目水利施設管理費、既定額に106万5,000円を追加し、1,791万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、昨年12月に国営赤井川東用水路で漏水が発見されたことにより、修繕が必要になったことによる予算計上でございます。なお、修繕は既に終了しており、来年度の利用には支障のない状態になっていることもご報告をさせていただきます。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から106万5,000円を減じ、114万1,000円にしようとするものでございます。これは、歳出予算のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては12月定例会の補正後に急遽修繕が必要となったため、専決処分とさせていただきました。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号ないし日程第8 議案第4号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第2号 赤井川村個人情報保護法施行条例案についてを議題といたします。

この際、日程第6、議案第2号から日程第8、議案第4号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第2号 赤井川村個人情報保護法施行条例案について、日程第7、議案第3号 赤井川村個人情報保護審査会条例案について並びに日程第8、議案第4号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第2号から議案第4号については、個人情報保護法の一部改正に伴う条例制定及び関係条例の一部改正でありますので、一括してご説明いたします。

まずは、議案第2号 赤井川村個人情報保護法施行条例案について。

赤井川村個人情報保護法施行条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

4ページ目をお開きください。条例制定の背景についてご説明をさせていただきます。これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や各条例により、その取扱いが別々に規定されてきました。令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月からは改正法の規定が全国共通ルールとして赤井川村にも適用されることとなります。このことによりまして令和5年4月から改正法の規定が地方公共団体等に直接適用されることから、現在の赤井川村個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止し、改正法で委任された事項等を定める条例を新たに制定するものです。

1ページ目へお戻りください。条例案につきましては、第1条に趣旨規定を整理し、第2条には用語の定義、第3条には法に規定する個人情報ファイル保有に関する事前通知等、以降、手数料、開示決定の期限、審査会への諮問、委任規定など、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めております。

なお、2ページ目下段になりますが、附則には第1条に施行期日、第2条には現行の個人情報保護条例を廃止する規定、第3条には現行条例廃止に伴う経過措置規定を設けております。

続きまして、議案第3号に移ります。議案第3号 赤井川村個人情報保護審査会条例案について。

赤井川村個人情報保護審査会条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

条例制定の理由につきましては、議案第2号と同様となっております。

1 ページ目をお開きください。第1条に、法律及び先ほど可決されました議会の個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、審査会の設置を規定しております。

第2条には所掌事務として法律や村条例、議会条例に基づく審査請求に対して調査審議をすること、第3条から第5条には審査会の組織体制、以降、審査会の調査権限や諮問に対する答申、秘密の保持に関して定めております。

3 ページ下段になりますが、附則において条例の施行期日と経過措置規定を定めているものであります。

続きまして、議案第4号へ移ります。議案第4号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

3 ページ目の改正要点資料にてご説明させていただきます。第8条第3号の改正につきましては、法改正により赤井川村個人情報保護条例が廃止されたことに伴う引用法令の整理を行うものです。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 個人情報保護法の改正に伴う住民の方々の不安については、昨年3月の一般質問で取り上げたところですが。そのときご質問したのですが、例えば本人収集の原則であるとか、本人通知義務、個人情報を本人以外から収集した場合や目的の範囲を超えて利用する場合に本人に通知する義務であるとか、あと要配慮個人情報を収集してはならないという原則であるとか、目的外利用の禁止であるとか、そういった今まであった制約がなくなることで、住民のほうからすれば自分の個人情報がどのように集められてどのように利用されるかがちょっと分からなくなってしまう、そういう不安もあると一般質問でも質問いたしました。今回この条例の廃止、また新しい個人情報保護法の施行の条例案、変わることによって村の個人情報の取扱いがどのように変化するのか、前回の質問で取り上げたような不安点はどのように守られるのかというか、不安点がどのように解消されるのか、その辺ちょっとお考えをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいまご質問いただきました件につきましては、行政手続、いわゆる行政機関における個人情報の取扱い等業務の執行のお話かなというふうに思います。先般、1月の下旬になりますが、道外のある地方公共団体で法務審議官として任用されております弁護士の方を講師にお招きをして全職員対象に勉強会を行ったところであり、その中でも、従前の赤井川村の個人情報保護条例、併せて今回改正法律の規定に伴いまして全国統一のルールで仕事を行うこととなりますけれども、基本的に原則的には取り扱う仕事には何ら変わりはないということで、法律に基づいてしっかり業務を行う、今までどおり条例に基づいて業務を行うということで我々勉強会を進めております。これらのような観点から、今までどおり適切に個人情報を扱って仕事をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今までどおりというお話だったのですが、現在の個人情報保護条例には、例えば個人情報の収集は本人から収集しなければならないとか、あと目的外の利用の禁止であるとか、そういうこと盛り込まれているのです。それがなくなってしまうということなので、果たして決まりがなくなることで現在と同じように進めていかれるのかというのは若干心配するところでもあります。国会の附帯決議でも、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を地方公共団体に確実に周知するとともに、そのような条例を制定する場合には地方自治の本旨に基づき最大限尊重することというのが盛り込まれております。赤井川村として個人情報の適切な取扱いのために、国の法律にプラスして村としてきちんと条例を定めるとか、そういうお考えはあるのかどうかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 原則的には立法の趣旨に応じてしっかり全国共通のルールの下で仕事をさせていただくというのが回答になります。あわせて、法律で今回個人情報を取り扱うというような規定になってございますので、今回施行条例のほうは制定をさせていただきます。法律に基づいて条例に委任すべきことを定めさせていただきます。それ以外の部分については、現時点では別に条例を起こすだとかという部分はございません。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 加えまして運用の面でも、前回の一般質問でも申し上げましたが、個々の職員さんの心構えというか、個人情報の取扱いをきちんと行っていることが住民にも分かりやすく伝わる、そういった必要もあるかと思えます。その辺に関して、先ほど研修なども行ったというお話でしたけれども、改めて今後どのような研修体制など、勉強の機会など設けていくのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 個人情報保護の観点と情報公開の観点は両立するもので、一昨年から職員研修を進めてまいりました。本年度、令和4年度につきましては改正法に基づく個人情報保護条例について勉強会を行っております。引き続き、住民の皆さんに信頼されて我々職務が行えるよう、職員全員に対して個人情報の保護という部分で研修会を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 赤井川村個人情報保護法施行条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 赤井川村個人情報保護法施行条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 赤井川村個人情報保護審査会条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第3号 赤井川村個人情報保護審査会条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第5号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私からただいま上程いただきました議案第5号についてご説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第5号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について。

赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の施行に伴い、この条例を改正しようとするものです。

21ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、法改正に伴う引用条項を整理するものと第26条は民法改正により懲戒権が削除されたことに伴い、同じく削除するものでございます。

次に、赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第7条の2は安全計画の策定等の義務化に伴い、条項の追加、第10条は文言の整理及び保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするため、設備、人員基準の緩和、第13条は民法改正により懲戒権を削除されたことに伴う削除、第14条第2項は衛生管理基準における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するものでございます。

22ページを御覧ください。赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第6条の2は安全計画の策定等の義務化に伴う条項の追加、第12条の2は業務継続計画の策定等の義務化に伴う条項の追加、13条第2項は衛生管理基準における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

連茂君。

○1番（連 茂君） 今説明がありましたが、条例改正に伴う影響というところに特に影響なしというふうに全部書かれていますが、特に衛生管理に関してはかなり内容が変わってくるというか、極端に言うと研修をすとかという内容が盛り込まれています、中のほうを読むと。それに対して特に影響なしというのは、誰に向かって特に影響なしと書いているのか、よく分かりませんが、変更点というのをもうちょっと明確にお伝えいただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 今回この条例に関わる施設というものに関しましては、子ども・子育て支援法に基づきまして特定教育・保育施設とは、保育所、幼稚園、あと認定こども園の村の確認を受けた施設のことをいいます。特定地域型保育事業というものに関しましては、家庭的保育事業、あと小規模保育事業、あと事業所内保育事業だとか、あと居宅訪問型保育事業というもので、これについても村の確認を受けた施設という形になってございます。今現在村内にはこのような村の許可を受けた施設がございませんので、その観点から、条例改正に伴い特に影響なしというような表現をさせていただきましたが、今後こういった施設の届出があった場合にはこの条例に基づき書類を整備していただき、体制も整えていただくという形になります。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） ごめんなさい、僕のほうの内容の理解度の薄さなのかもしれないですけども、ということは保育所のほうの職員が研修したりだとか、特に食中毒及び蔓延防止というところだとか風邪だとかというふうな部分も含まれると思いますが、そういったものに対する改正というふうなものには全く関係ないというふうに考えていいですか。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 今現在赤井川村で運営している赤井川へき地保育所に関しましては、今回のこの条例の改正には関わりがないものではございますが、へき地保育所に関しましては厚労省の設備、運営の基準に基づいて今後も運営していくというような形になってございます。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第6号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） ただいま上程いただきました議案第6号についてご説明させていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしません。改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第6号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、赤井川村へき地保育所に勤務する会計年度任用職員の給与について、保育士有資格者の処遇改善を図るため、この条例を改正しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。別表、等級別基準職務表、行政職基準報酬表（1）におきまして、へき地保育所に従事する職に保育士の職務を2級と格付することで会計年度任用職員である保育士有資格者の処遇改善を図るものでございます。2級に位置づけることで、今後改正になりましたら2級の1号俸から21号俸までの格付となるものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 保育士の有資格書の処遇が改善されるということで、スモールステップとして歓迎したいと思います。ただ、依然として正職員の方との差は大きいのではないかと思います。2級になった場合の給与、報酬になるのですかね、上限額について教えてください。また、その額の正職員の方の上限額との差についても教えてください。また、正職員の方と会計年度任用職員の方の手当の差について教えてください。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 改正に伴いまして会計年度任用職員、保育士有資格者の上限額としましては、2級の21号俸となりまして、22万4,709円になります。今まで会計年度任用職員で雇用していたときと比べますと約2万2,000円の増額という形になります。

あと、正規職員につきましては、申し訳ございません、今現在ちょっと上限額押さえておりませんので、後ほど確認するような形でもよろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今後段保健福祉課長からありました常勤職員の部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

常勤職員の保育士、今職員2名おりますけれども、主任保育士としていきますと給与条例に基づき4級、給与条例4級です。行政職給料表（一）の4級が上限というふうになってございますので、個々の金額については職員の個人情報という部分もありますので、この場での答弁は控えさせていただきたいと思います。

あわせて、手当に関する差というようなご質問があったと思いますが、会計年度任用職員におきましては従前どおり期末手当の支給という形のみとなっておりまして、職員につきましては、職員の給与条例に基づき、扶養手当、期末、勤勉手当等もろもろ支給しているというような状況にあります。

以上です。

○議長（岩井英明君） 4番、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 4級の上限額を教えてください。よければよいのですから、個人情報にはならないと思います。決め事として教えていただければと思います。

あと、今回2級に位置づけられた方、保育士としての職ということで、今までのように補助する職務ではなくなるのですよね、保育士としての職務として任用されることになる。とすると、余計正職員の方との差というのは職場の中で職員同士のあつれきを生むものになるというか、待遇面で。同じように保育士として配置されているのに正職員と会計年度任用職員では大きな開きがあることになるかと思いますので、その辺の考え方について、そもそも会計年度任用職員というのは基幹職員ではなく、補佐的な業務だから会計年度任用職員という位置づけなのだと思うのですけれども、保育所での保育士さんは毎年更新されて、基幹職員と言っても差し支えないような働き方をされているかと思います。その辺の考え方についても併せてお聞かせ願えればと思います。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 大変恐縮で申し訳ないです。例規集に4級の上限度記載されておりますが、すみません、今私手元になくて、委員会室のほうに例規を置いておりますので、議長、もしお許しいただければ少しお時間をいただくか、別の場でお答えをさせていただきますか。

○議長（岩井英明君） 委員会ではなくて、今答弁欲しいですか。

（「後ほどで結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） では、委員会のごときそれは答えていただきたい。

そのほか答えられるものについては答えてください。

○総務課長（高松重和君） 任用の関係については、副村長のほうからお答えします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） これまでも保育士、今正職員2名で運営してきております。これまでもそれ以外の職員というのは、現在の会計年度任用職員という形で運営をさせていただいています。今回これをなぜ提案させていただいたかというのは、御存じのとおり今1歳児保育の話が昨年からありまして、その中で改めてこれを見直したときに、うちであれば放課後子ども教室の先生方というのは2級なのです。それから、介護の資格を持っている方も2級までいきます。保育士に関してだけ資格を持っていても2級にいかないということが今回改めて僕らも気づいた点がありまして、これから先できるだけ保育士の資格を持った方々を雇用した中で保育所の運営をしていきたいという思いがあったものですから、今回この資格の基準の見直しをさせていただきたいというのが1つです。

それから、正職員と会計年度任用職員の差は何だという部分であれば、一番大きい点はやっぱり責任度合いという部分、保育所の運営に関わる部分、それが正職員になる部分だというふうに私は思っております。今回これが2級に資格お持ちの方が上がったからといって、今の雇用の中で何か大きく変化があるかということ、その部分は変わらないという考え方をしています。ただ、資格を持っている方々という部分をきちんと評価をしていきたいという考え方が1つあります。それから、もう一つが、今国のほうで子育て支援の部分についていろいろ議論されております。会計年度職員についても手当を上げるという話も、私たちが報道でしか知り得ませんが、そういう部分が出ております。今後またそれによって改正があるかもしれませんが、今うち1人募集している関係もあるものですから、今の時点で給与の見直しをまず1つしたいという考え方で今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 繰り返しになりますが、スモールステップとして歓迎はしたいと思えます。ただ、先ほどご説明あったように、上限でも22万程度です、言ってみれば。なので、その辺保育士不足という状況、あと村としても保育士確保しなければいけない。あと、ほかの産業との差も依然として残っている。そのような状況をいろいろ今後もぜひ考えて、必要な待遇というのを今後も考えていっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 貴重なご意見ありがとうございます。先ほど言ったとおり、国の動向等もありますし、近隣町村との均衡等もございますので、今後ともそういう情報をきちんと把握しながら、待遇改善が必要な場合には行っていきたいというふうに考えますので、今後ともよろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第7号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） ただいま上程をいただきました議案第7号についてご説明いたします。

なお、改正条例案の朗読はいたしません。新旧対照表並びに改正要点資料にて説明させていただきます。

議案第7号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、老朽化に伴い住宅を解体したことにより住宅戸数が

減少、また別表の平明化を目的とした所要の整理をするため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3 ページ目の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の村有住宅管理条例の改正につきましては、先ほど申し上げたとおり、住宅戸数の減少及び住宅の位置などを分かりやすく条例に明記するものでありまして、新旧対照表の上段、職員住宅の表の中、アンダーライン、平成元年に同時に建設された準耐火住宅、2棟2戸と表示されておりますが、さきの議会でもご指摘がございましたとおり、今後のためにも分かりやすくしたものでございます。右のように表記を平成元年、準耐火、東、1棟4戸と平成元年建築の準耐火構造の西、1棟4戸と表示し直します。

その下のアンダーラインの箇所地区名が表示されていないため、今回のアンダーラインのとおり赤井川と表示するものでございます。

次に、新旧対照表の下段の教職員住宅の表の中のアンダーラインを御覧いただきたいと思います。昭和44年に同時に建設された木造平家、2棟4戸と表示されておりますが、これも同じように改築とか解体とかで離すときに混乱するというので、これも同じように表示を昭和44年、木造平家、北、1棟2戸と昭和44年、木造平家、南、1棟2戸と表示し直します。

次に、議案4 ページを御覧いただきたいと思います。一般住宅の表の左、中段、昭和47年、木造平家、1棟2戸を解体したため、今回削除したために右側の中段アンダーラインの箇所になったものでございます。

議案5 ページ目の改正要点資料を御覧いただきたいと思います。改正内容につきましては、今ご説明したとおりでございます。右側にある条例改正に関する影響でございますけれども、現入居者に対する影響は特にございませぬ。

以上、ご説明いたしましたので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） ただいま議題となっております議案第7号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第12 議案第8号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第8号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

計画変更の理由につきましては、事業内容の変更によるものです。

次のページお開きください。2つの事業内容の変更についてご説明申し上げます。1点目、区分の欄4の交通施設の整備、交通手段の確保についてであります。変更前計画におきましては事業内容を富田線道路改良工事、具体的内容として村道の道路拡幅工事としておりましたが、これを包括的に村道改良工事に変更し、具体的内容としましては村道の用地買収、設計、道路拡幅工事等に変更をしようとするものです。右から2つ目の欄になりますが、変更の理由につきましては、大型車両の擦れ違いもできず交通安全上危険な状態であるというようなことにしております。

2点目は、区分の11の再生可能エネルギーの利用の推進について、変更後の事業内容として、保養センター、カルデラ温泉施設に高効率ボイラーの導入を行うこととし、変更の理由として高効率ボイラー等を導入することにより、温泉熱利用及び化石燃料の低減を効果的に発揮することができるということとしております。

なお、今回の過疎計画変更に当たっては、本年2月14日付で北海道知事へ協議を行い、お手元にお配りさせていただきましたとおり、3月3日に協議を了しておりますことを申し上げます。ご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第10号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第10号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

議長のほうから修正をさせていただきたいと思えます。ただいま議案10号と私言っていたのですけれども、議案8号でございました。赤井川村過疎地域の持続的発展市町村計画の変更については議案8号ということで、何か10号と言っているみたいなので、訂正させていただきます。

◎日程第13 議案第9号ないし日程第17 議案第13号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第13、議案第9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

この際、日程第13、議案第9号から日程第17、議案第13号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第11号)、日程第14、議案第10号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第15、議案第11号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第16、議案第12号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)及び日程第18、議案第14号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第4号)を一括議題といたしたいと思えます。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま提出させていただきました補正予算について

ご説明をさせていただきます。

まずは、一般会計補正予算でございます。1ページをお開きください。議案第9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第11号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,922万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,132万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

では、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額から285万5,000円を減じ、3億5,081万9,000円に。1項の村民税で192万4,000円の増、2項固定資産税で462万8,000円の減、3項軽自動車税で15万1,000円の減です。

10款地方交付税、既定額に2,681万1,000円を追加し、11億4,223万8,000円に。1項の地方交付税であります。

12款分担金及び負担金、既定額から203万8,000円を減じ、167万4,000円に。1項の負担金の減でございます。

13款使用料及び手数料、既定額に17万1,000円を追加し、3,167万3,000円に。1項の使用料で14万2,000円の増、2項手数料で2万9,000円の増でございます。

14款国庫支出金、既定額に154万9,000円を追加し、4億713万7,000円に。1項国庫負担金で1,000円の増、2項国庫補助金で145万1,000円の増、3項委託金で9万7,000円の増であります。

15款道支出金、既定額に406万6,000円を追加し、8,281万4,000円に。2項道補助金で403万円の増、3項委託金で3万6,000円の増であります。

16款財産収入、既定額に23万3,000円を追加し、873万5,000円に。1項の財産運用収入で19万7,000円の増、2項財産売払収入で3万6,000円の増でございます。

17款寄附金、既定額から5,966万2,000円を減じ、3億44万円に。1項の寄附金の減でございます。

18款繰入金、既定額から4,488万2,000円を減じ、5,142万5,000円に。2項基金繰入金の減でございます。

20款諸収入、既定額に47万8,000円を追加し、7,159万3,000円に。1項延滞金加算金及び過料で27万5,000円の増、3項受託事業収入で122万2,000円の減、4項雑入で142万5,000

円の増でございます。

21款村債、既定額から1,310万円を減じ、1億3,365万5,000円に。1項の村債の減でございます。

歳入合計、既定額から8,922万9,000円を減じ、27億9,132万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページに入ります。歳出、1款議会費、既定額に10万1,000円を追加し、4,805万6,000円に。1項議会費の増でございます。

2款総務費、既定額から2,601万2,000円を減じ、8億4,155万円に。1項総務管理費で2,566万3,000円の減、2項徴税費で19万5,000円の減、3項の戸籍住民基本台帳費は増減はございません。4項選挙費で15万4,000円の減でございます。

3款民生費、既定額から33万円を減じ、3億7,840万8,000円に。1項社会福祉費で444万6,000円の減、2項児童福祉費で411万6,000円の増でございます。

4款衛生費、既定額から2,073万4,000円を減じ、2億6,479万9,000円に。1項保健衛生費の減でございます。

5款農林水産業費、既定額から2,411万3,000円を減じ、1億6,169万9,000円に。1項農業費で2,151万円の減、2項林業費で260万3,000円の減でございます。

6款商工費、既定額に84万9,000円を追加し、1億3,186万1,000円に。1項商工費の増でございます。

7款土木費、既定額から78万2,000円を減じ、3億5,134万円に。2項道路橋梁費で7,000円の増、4項住宅費で78万9,000円の減でございます。

8款消防費、既定額から14万7,000円を減じ、1億5,910万1,000円に。1項消防費の減でございます。

9款教育費、既定額から1,862万8,000円を減じ、2億34万3,000円にしようとするものでございます。1項教育総務費で445万4,000円の減、2項小学校費で148万4,000円の減、3項中学校費で147万6,000円の減、4項社会教育費で924万8,000円の減、5項保健体育費で196万6,000円の減でございます。

12款予備費、既定額に56万7,000円を追加し、170万8,000円に。1項予備費の増でございます。

歳出合計は、歳入同額で既定額から8,922万9,000円を減じ、27億9,132万6,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。第2表、繰越明許費。款、項、事業名、金額でご説明させていただきます。2款総務費、1項総務管理費で、事業名はパソコン購入事業で157万2,000円でございます。2款3項戸籍住民基本台帳費で、社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るもののうち、戸籍事務内連携のための機能の整備作業に係るものに限るに460万9,000円。7款土木費、4項住宅費、赤井川村移住・定住支援事業補助金で600万円。繰越明許費合計で1,218万1,000円でございます。

次ページに入ります。第3表、債務負担行為。事項、期間、限度額の順でご説明をいたします。上段から、赤井川村むらバス運行業務で令和4年から令和5年度、1,807万7,000円、赤井川村デイサービスセンター指定管理業務で令和4年度から令和5年度、3,114万6,000円、日常生活支援総合事業で令和4年度から令和5年で25万9,000円、地域包括支援センター運営業務で令和4年度から令和5年度で3,419万2,000円、生活支援体制整備事業で令和4年度から令和5年度で848万5,000円、高齢者世話付住宅援助員派遣事業で4年度から5年度で362万9,000円、火葬場管理業務で令和4年度から令和5年度までで485万1,000円、資源リサイクル分別収集業務で令和4年度から令和5年度で528万円、一般廃棄物収集業務で令和4年度から令和5年度で1,573万円、8ページに入ります。最終処分場管理業務で令和4年度から令和5年度で2,090万円、経営体育成強化資金利子補給で令和4年度から令和7年度で3万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給で4年度から5年度で138万円、道の駅あかいがわ指定管理業務で令和4年度から令和5年度で3,119万2,000円、赤井川村構造改善センター指定管理業務で令和4年度から令和5年度で1,334万円、生活改善センター管理業務で令和4年度から令和5年度で555万5,000円、体育館管理業務で令和4年度から令和5年度で700万7,000円。合計2億106万円でございます。

次、9ページ目に入ります。第4表、地方債補正でございます。変更のある部分のみご説明をさせていただきます。まずは、起債の目的の部分で過疎対策事業債の上段から3番目に下水道広域化推進総合事業施設整備事業で、補正前が1,820万、補正後に皆減でゼロでございます。続いて、次の段、水利施設等保全高度化事業につきましては、130万円増の補正後420万円でございます。続いて、下から3番目の集会施設管理事業、補正前はゼロ、補正後は皆増で80万円。土づくり対策事業補助金、補正前はゼロで、補正後は800万円、皆増でございます。外国語指導業務、補正前590万円に対して皆減のゼロ円。過疎対策事業債計につきましては、既定額から1,400万円を減じ、7,970万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて、下段の公共施設等適正管理推進事業債でございます。2段目の国営赤井川東幹線用水路補修事業、補正前はゼロ、補正後に90万円を皆増でございます。計といたしまして、既定額に90万円を追加して120万円にしようとするものでございます。

合計で既定額から1,310万円を減じ、1億3,365万5,000円にしようとするものでございます。

一般会計につきましては、年度末に向け事業等が確定、または見込みが立ったものについての増減となっておりますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いしたいと思います。

詳細については、副村長以下で説明をさせていただきます。

1枚物で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業案という格好の中で、この補正によって臨時交付金の使途についての資料を添付してございますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第10号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,852万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

2 ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款後期高齢者医療保険料、既定額に20万7,000円を追加し、991万1,000円に。1項の後期高齢者医療保険料の増でございます。

3款繰入金、既定額に22万5,000円を追加し、860万7,000円に。1項一般会計繰入金の増でございます。

歳入合計、既定額に43万2,000円を追加し、1,852万4,000円にしようとするものでございます。

3 ページに入ります。歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に43万2,000円を追加し、1,672万7,000円に。1項の後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

歳出合計は、歳入同額の既定額に43万2,000円を追加し、1,852万4,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続いて、令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページに入ります。議案第11号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,507万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

次ページに入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款国民健康保険税、既定額から103万9,000円を減じ、2,443万円に。1項の国民健康保険税の減でございます。

2款使用料及び手数料、既定額から8,000円を減じ、6,000円に。1項の手数料の減でござ

ざいます。

4款繰入金、既定額から128万6,000円を減じ、1,592万3,000円に。1項の他会計繰入金の減でございます。

6款諸収入、既定額に471万3,000円を追加し、471万8,000円に。1項延滞金及び過料で26万2,000円の増、3項雑入で445万1,000円の増でございます。

歳入合計、既定額に211万円を追加し、4,507万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、歳出、1款総務費、既定額から14万5,000円を減じ、3,791万7,000円に。1項総務管理費で11万5,000円の減、2項徴税费で歳入歳出ゼロで71万8,000円、同額でございます。3項審議会費で3万円の減でございます。

2款基金積立金、既定額に225万5,000円を追加し、645万6,000円に。1項の基金積立金の増でございます。

歳出合計、既定額に211万円を追加し、4,507万9,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）でございます。

議案第12号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万4,000円を減じ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,054万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

2ページに入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款事業収入、既定額に3万円を追加し、3,066万3,000円に。2項手数料の増でございます。

2款繰入金、既定額から127万4,000円を減じ、5,016万2,000円に。1項一般会計繰入金の減でございます。

5款村債、既定額から80万円を減じ、4,630万円に。1項村債の減でございます。

歳入合計、既定額から204万4,000円を減じ、1億3,054万3,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額から23万8,000円を減じ、1,402万4,000円に。1項総務管理費の減でございます。

2款営繕費、既定額から180万6,000円を減じ、1億248万1,000円に。1項営繕費の減で

ございます。

歳出合計、既定額から歳入同額の204万4,000円を減じ、1億3,054万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページ、第2表、債務負担行為。事項については水道施設水質等管理業務、期間は令和4年から令和5年、限度額は2,194万5,000円でございます。

続いて、第3表、地方債補正でございます。変更の部分についてご説明をさせていただきます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。まずは、上段、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務につきましては、既定額から40万円を減じ、1,340万円に。公営企業会計システム導入業務につきましても既定額から40万円を減じ、650万円に。合計で既定額から80万円を減じ、1,990万円。総合計で既定額から80万円を減じ、4,630万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

最後になります。令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1ページをお開きください。議案第13号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,786万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、1款分担金及び負担金、既定額に4万円を追加し、6万円に。1項分担金の増額でございます。

2款事業収入、既定額に2,000円を追加し、1,191万2,000円に。2項手数料の増でございます。

4款繰入金、既定額に4万9,000円を追加し、5,418万9,000円に。1項の一般会計繰入金の増でございます。

6款諸収入、既定額に10万6,000円を追加し、10万7,000円に。1項雑入の増でございます。

7款村債、既定額から60万円を減じ、1,710万円に。1項村債の減でございます。

歳入合計、既定額から40万3,000円を減じ、8,786万9,000円にしようとするものでござい

ます。

3 ページに入ります。歳出、1 款総務費、既定額から29万7,000円を減じ、935万7,000円に。1 項総務管理費の減でございます。

2 款営繕費、既定額から10万6,000円を減じ、5,754万3,000円に。1 項営繕費の減でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額から40万3,000円を減じ、8,786万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、4 ページ、第2表、債務負担行為、事項としてはあかいがわアクアクリーンセンター管理業務、期間は令和4年から令和5年、限度額は2,547万3,000円でございます。

5 ページ、第3表、地方債補正、変更分のみをご説明します。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。下水道公営企業会計適用債で赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務につきましても、既定額から30万円を減じ、830万円に。公営企業会計システム導入業務につきましても30万円を減じ、430万円に。適用債合計で既定額から60万円を減じ、1,260万円に。総合計で既定額から60万円を減じ、1,710万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和4年度一般会計補正予算書（第11号）の歳入についての説明をさせていただきます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の12ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、1 款村税、1 項村民税、1 目個人、既定額に192万4,000円を追加し、5,285万5,000円に。これは、賦課実績による増額でございます。

同じく12ページ中段、1 款2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額から462万8,000円を減じ、2 億7,062万9,000円に。同じく賦課実績によるものです。

同じく12ページ中段、1 款3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、既定額から15万1,000円を減じ、421万2,000円に。こちらも賦課実績によるものです。

続いて、13ページ、10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、既定額に2,681万1,000円を追加し、11億4,223万8,000円に。これは、普通交付税の追加交付による増です。主に国において再算定されたことによるものが増額の主な要因でございます。

続いて、14ページです。12 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、既定額から1 万8,000円を減じ、76万9,000円に。これは、実績による増減でございます。

同じく14ページ中段、12 款1 項2 目農林水産業費負担金、既定額から202万円を減じ、90

万5,000円に。これは、事業費の確定による農業者の負担金の減額でございます。

続いて、15ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目衛生使用料、既定額から3万7,000円を減じ、46万9,000円に。こちらは、利用実績による増減でございます。

同じく15ページ中段、13款1項3目農林水産使用料、既定額から30万9,000円を減じ、112万2,000円に。これは、畑地かんがい施設使用料の利用実績見込みによる減額でございます。

同じく15ページ中段、13款1項4目商工使用料、既定額に48万8,000円を追加し、117万4,000円に。これは、都運動公園、みやこ公園の使用料の利用実績等による増額でございます。

同じく15ページ下段、13款2項手数料、1目総務手数料、既定額から6,000円を減じ、74万2,000円に。こちらにも実績見込みによる減額でございます。

同じく15ページ下段、13款2項2目衛生手数料、既定額から1万円を減じ、229万9,000円に。こちらにも実績見込みによるものです。

続いて、16ページです。13款2項3目農林水産手数料、既定額に4万5,000円を追加し、15万4,000円に。こちらにも実績見込みによる増額でございます。

続いて、17ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に1,000円を追加し、5,029万5,000円に。

同じく17ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に226万9,000円を追加し、2億6,727万5,000円に。これは、社会保障・税番号制度システム整備補助金については補助率の確定による増、地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金については額の確定による増額でございます。

同じく17ページ下段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額から92万4,000円を減じ、1,706万4,000円に。これは、額の確定による増減でございます。

続いて、18ページです。14款2項3目衛生費国庫補助金、113万9,000円の新規計上。これは、各種補助金の新設による新規計上でございます。詳細については、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

同じく18ページ中段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額から103万3,000円を減じ、6,316万2,000円に。内訳は、額の確定による減額でございます。

同じく18ページ中段、14款3項委託金、1目総務費委託金、既定額に9万7,000円を追加し、396万7,000円に。内訳は、参議院議員通常選挙の委託金の額の確定による増額でございます。

続いて、19ページに移ります。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に430万円を追加し、871万円に。内訳は、地域づくり総合交付金の新規計上で、C I O補佐業務が交付対象となったことによる増額でございます。

続いて、19ページ中段、15款2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額から57万9,000円を減じ、294万2,000円に。内訳は、各種補助金の額の確定による減額と地域づくり総合交付金で福祉灯油支給費が交付対象となったことによる増額でございます。

同じく19ページ中段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から199万1,000円を減じ、3,643万2,000円に。内訳は、各種道補助金の額の確定による増減でございます。

同じく19ページ下段、15款2項5目教育費道補助金、既定額に230万円を追加し、288万7,000円に。内訳は、地域づくり総合交付金の新規計上で、外国語指導業務委託業務を過疎債から財源組替えによる計上でございます。

続いて、20ページです。15款3項委託金、1目総務費委託金、既定額に3万6,000円を追加し、278万円に。内訳は、委託金の額の確定による増額です。

続いて、21ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、既定額に6万5,000円を追加し、786万9,000円に。内訳は、北海道新幹線工事等による敷地等の貸付料の増額及び新規計上でございます。

同じく21ページ中段、16款1項2目利子及び配当金、既定額に13万2,000円を追加し、72万8,000円に。内訳は、各種基金利子の確定による増額と株式会社配当金の新規計上などによるものでございます。

同じく21ページ下段、16款2項財産売払収入、1目不動産売払収入、既定額に3万6,000円を追加し、3万7,000円に。内訳は、送電線接近木の伐採による立木補償の代金の計上でございます。

続いて、22ページに移ります。17款寄附金、1項1目一般寄附金、既定額から5,979万1,000円を減じ、3億31万円に。内訳は、ふるさと納税の額の減額見込みによる減額等でございます。

同じく22ページ中段、17款1項2目指定寄附金、既定額に12万9,000円を追加し、13万円に。内訳は、実績見込みによる増で、2月末現在で2件で13万円の寄附がございました。

続いて、23ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から2,500万円を減じ、2,500万円に。内訳は、歳入不足の縮減による減額でございます。

同じく23ページ中段、18款2項2目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から61万7,000円を減じ、244万9,000円に。内訳は、歳出事業費の確定による減額でございます。

同じく23ページ中段、18款2項3目森林環境譲与税基金繰入金、既定額から7万4,000円を減じ、166万6,000円に。内訳は、こちらも歳出事業費の確定による減額でございます。

同じく23ページ中段、18款2項4目減債基金繰入金、既定額から2,000万円を減じ、1,000万円に。内訳は、歳入不足の縮減による減額でございます。

同じく23ページ中段、18款2項5目新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金、既定額から21万4,000円を減じ、28万6,000円に。内訳は、実績による減額でございます。

同じく23ページ下段、18款2項7目畑地かんがい排水施設管理基金繰入金、102万3,000円の新規計上です。内訳は、事業費の確定による新規計上でございます。

続いて、24ページに移ります。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、既定額に27万5,000円を追加し、27万6,000円に。実績による増額でございます。

同じく24ページ中段、20款3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収

入、既定額に7,000円を追加し、23万5,000円に。内訳は、健康診査業務委託料の額の確定による増額でございます。

同じく24ページ中段、20款3項2目後志広域連合受託事業収入、既定額から122万9,000円を減じ、4,443万1,000円に。内訳は、国民健康保険健康診査受託料の額の確定による増額でございます。

同じく24ページ下段、20款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費、既定額から9万6,000円を減じ、9万9,000円に。実績見込みによる減額でございます。

同じく24ページ下段、20款4項3目宝くじ交付金収入、既定額に109万2,000円を追加し、436万4,000円に。内訳は、額の確定による増額でございます。

続いて、25ページ、20款4項5目雑入、既定額に42万9,000円を追加し、2,204万5,000円に。内訳は、人材育成に係る助成金等の新規計上のほか、実績見込みによる増減でございます。

続いて、26ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から1,400万円を減じ、7,970万円に。内訳は、今年度実施が見送られた下水道広域化推進総合事業施設整備事業と地域づくり総合交付金の交付対象となることで振り替えられた外国語指導業務を皆減、新たに集会施設管理事業と土づくり対策事業補助金が交付対象となったことによる新規計上による増減でございます。

同じく26ページ中段、21款1項5目公共施設等適正管理推進事業債、既定額に90万円を追加し、120万円に。内訳は、先ほど専決処分の説明をした国営赤井川東幹線用水路補修事業が対象となったことによる新規計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 歳出については午後からいたします。

昼食休憩に入ります。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、27ページ目をお開きください。議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に10万1,000円を追加し、4,805万6,000円にしようとするもので、議場備品の修繕費を増額しようとするものです。

次のページから29ページにかけてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1

目一般管理費、既定額から2,115万円を減額し、4億1,938万1,000円にしようとするものです。主な補正内容は、予算の執行状況に応じて地域おこし協力隊員に係る会計年度任用職員の報酬などの不用額を減額するもののほか、歳入説明にもありましたが、ふるさと納税の減少に伴う7節報償費、11節役務費の関連費用としてお礼の品代や募集代行、決済に係る費用を減額するとともに、12節委託料においてはむらバスの利用者増加に伴う運賃収入の確保に伴い、運行委託料の減額をしようとするものです。また、18節負担金補助及び交付金につきましては、令和3年10月から令和4年3月までのバス年度における北海道中央バス赤井川線に対する補助金の執行残168万3,000円を減額することとしております。

次に、30ページ目へ移ります。2目文書広報費、既定額から51万7,000円を減額し、986万9,000円にしようとするもので、法令追録代を減少するものです。

3目会計管理費、既定額から43万1,000円を減額し、253万7,000円にしようとするもので、金融機関における窓口収納手数料を減額するものです。

4目財産管理費、既定額から95万5,000円を減額し、314万円にしようとするもので、村有林や村有地の財産管理費の執行残を減額するものです。

次のページへ進みます。5目財政調整基金費、既定額に3万円を追加し、7,563万6,000円にしようとするものです。補正内容は、歳入説明にもありましたが、本補正予算により増額した公共施設整備基金利子を基金へ新たに積み立てるものです。

続きまして、31ページ下段から32ページへ移ります。8目企画費、既定額から343万4,000円を減額し、2億3,541万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料においてカルデラ温泉ほかエネルギー転換設備導入調査委託料402万6,000円及び新型コロナウイルス感染症対応事業として実施した地域農畜産物地産地消応援クーポン事業執行残として84万8,000円の減額のほか、17節備品購入費につきましては物価高に伴う対応として早期の契約をとということで庁内用パソコン17台の更新費用を計上し、繰越事業として実施しようとするものです。なお、コロナ対策として実施しました地産地消応援クーポン事業につきましては、対象者1,019名に509万5,000円のクーポンを配付し、利用された額は478万4,000円と93.9%の執行率でありましたことを報告申し上げます。

次のページへ進みます。9目庁舎管理費、既定額に102万5,000円を追加し、1,855万9,000円にしようとするもので、主な補正内容は光熱水費の増額130万円及び17節備品購入費は庁舎の電話設備購入費の執行残27万5,000円を減額するものです。

10目集会施設管理費、既定額に47万3,000円を増額し、1,174万7,000円にしようとするもので、主な補正内容は都住民センターと山村活性化支援センターの光熱水費を増額しようとするものです。

34ページ下段から36ページに移ります。2款4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、既定額から15万4,000円を減額し、293万8,000円とするもので、選挙執行に伴う執行残を減額するものです。

続きまして、58ページ目をお開きください。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、

既定額から14万7,000円を減額し、553万1,000円にしようとするもので、修繕費及び備品購入費の執行残を減額するものです。

続きまして、68ページをお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に56万7,000円を追加し、170万8,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、69ページ以降に債務負担行為に関する調書及び補正予算に係る給与費明細書等を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） それでは、私のほうから住民課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明いたします。

31ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費、既定額から24万円減額し、222万9,000円にしようとするものです。内訳は、1節報酬で20万円を減額するもので、交通安全指導員などの年間活動実績見込みによるものです。また、11節役務費で4万円を皆減するもので、交通安全対策の作業見込みなしによる減額です。

次に、34ページです。2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費、既定額から46万4,000円を減額し、1,022万2,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で2万2,000円の減額、11節役務費で7万2,000円の減額、18節負担金補助及び交付金で37万円の減額、いずれも物価高騰対策給付金給付事業の支出見込みによるものです。

次に、同ページ中段、2款2項徴税費、2目賦課徴収費、既定額から19万5,000円を減額し、1,623万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で1万1,000円の減額、13節使用料及び賃借料で18万4,000円を減額するもので、いずれも委託料及びシステム利用料の支出見込みによるものです。

次に、同ページ下段、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、これについては特定財源の変更によるもので、予算補正の増減はありません。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

37ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から595万8,000円を減額し、1億3,443万4,000円にしようとするものです。内訳は、支給実績による人件費を補正するもののほか、保健福祉推進会議について書面開催としたことにより委員報酬及び旅費を皆減、12節で保健福祉課所管施設除雪業務委託料6万3,000円の執行による減額、新型コロナウイルス感染症対応事業費で原油価格高騰対策支援給付

金給付事業終了に伴い11節役務費を8万6,000円減額するもので、郵便料及びデータ作成手数料の実績見込み及び執行残によるものです。また、18節負担金補助及び交付金で300万円の減額をするもので、支給実績によるものです。19節扶助費で歳末見舞金、福祉灯油支給費、障害者移動支援事業給付費につきましても執行により減額するものでございます。障害者補装具給付費につきましては、4万7,000円増額しようとするものでございます。27節繰出金で国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴い減額するものです。

次に、38ページ下段からになります。3款1項2目老人福祉費、既定額に2万2,000円を増額し、1,554万5,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で口座振替手数料の減、12節委託料で緊急通報システム委託料及び高齢者地域ケア推進事業委託料で8万円の執行残、19節扶助費で老人福祉施設入所措置費の実績により34万5,000円を増、21節、福祉パスポート利用者入館料補償金の実績により26万9,000円の減、24節、敬老福祉基金積立金3万円を新規計上するものでございます。

3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、既定額から2万円を減額し、201万7,000円にしようとするものです。内訳は、12節、重度心身障害者医療給付システム改修業務委託料の執行残を減額するものです。

3款1項4目社会福祉施設費、既定額から11万円を減額し、209万1,000円にしようとするものです。内訳は、14節、寿住宅解体工事の執行残を減額するものです。

次に、40ページを御覧ください。3款1項5目後期高齢者医療費、既定額に22万5,000円を増額し、2,095万4,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療特別会計の繰入金予算増額に伴い、27節繰出金を増額するものです。

3款1項6目介護保険事業費、既定額に135万5,000円を増額し、7,160万4,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で消耗品費の減及びデイサービスセンター床暖房の修繕費22万4,000円の増、12節、介護認定調査委託料の実績と見込みにより1万4,000円の増、デイサービスセンター指定管理料の114万2,000円の増、こちらにつきましては原油価格の高騰によりましてデイサービスセンターの送迎車両及び施設の暖房費の燃料分を増額するものでございます。

3款1項7目地域支援事業費、既定額に4万円を増額し、4,908万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節、シルバーハウジング、L S A執務室、団らん室の電気料を増額するものでございます。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に380万3,000円を増額し、3,361万8,000円にしようとするものです。内訳は、支給実績による人件費を増額するもののほか、22節償還金利子及び割引料で子育て世帯臨時特別支援事業補助金の実績により返還金410万7,000円を新規計上するものです。

3款2項2目乳幼児医療費、既定額に14万2,000円を増額し、325万円にしようとするものです。内訳は、19節扶助費で乳幼児医療費の実績により増額、新規計上するものです。

3款2項3目保育所運営費、既定額に17万1,000円を増額し、2,254万2,000円にしようとする

するものです。内訳は、赤井川へき地保育所の天井換気扇及び水道水抜き栓の修理費による31万1,000円の増額、12節、廃棄物処理委託料、実績見込みによる増額、13節、バス遠足車借り上げ料をコロナ禍により中止したために皆減するものでございます。

42ページをお開きください4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に100万2,000円を増額し、3,299万6,000円にしようとするものです。内訳は、支給実績による人件費を増減するもののほか、10節、消耗品費6,000円の増額、12節、出産・子育て応援事業事務システム改修委託料107万3,000円を新規計上するものでございます。

4款1項2目予防費、既定額から170万9,000円を減額し、1,852万2,000円にしようとするものです。内訳は、12節、基本健康診査委託料、子宮がん検診委託料、乳がん検診委託料の執行残を171万6,000円減額、22節償還金利子及び割引料でワクチン接種に関わる体制確保補助金返還金2万6,000円減額、ワクチン接種対策費国庫負担金返還金3万3,000円増額するものです。

4款1項3目環境衛生費、既定額から1,994万6,000円を減額し、1億7,449万円にしようとするものです。内訳は、12節、鉄くず等処理委託料及び蜂の巣撤去委託料の執行残14万7,000円を減額、13節、重機借り上げ料、15節、原材料の皆減、18節、下水道広域化推進総合事業構成町村負担金については今年度実施予定でありました工事について入札の結果、建設資材費の高騰が影響し、入札が不調となったことに伴い、構成町村負担金が不要となったことから、1,826万5,000円を皆減するものであります。27節繰入金で122万5,000円の減、これは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入金予算額の増減に伴うものです。

4款1項4目診療所費、既定額に2万5,000円を増額し、2,983万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で消耗品費を増額するものです。

4款1項5目健康支援センター費、既定額から10万6,000円を減額し、895万4,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で健康支援センター施設管理作業費につきまして実績見込みにより減額するものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

45ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から53万円を減額して519万円にしようとするものです。主な補正内容は、13節使用料及び賃借料の有料道路の増額をしようとするほかは、執行実績に基づき、8節旅費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金を減額整理しようとするものでございます。

続いて、45ページ下段から46ページになりますが、2目農業総務費、既定額から263万2,000円を減額して4,265万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費

につきまして合計245万8,000円の実績による減額、細目2、農業調査費、細目3、農村後継者育英対策費、細目4、経営所得安定対策事業費に関しましても執行実績に基づき8節旅費、11節役務費、13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金の各節を減額整理しようとするものでございます。

続いて、46ページ下段から47ページに参ります。3目農業振興費、既定額から1,664万2,000円を減額して5,173万1,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目2の農業振興対策費におきましては18節負担金補助及び交付金で村農業振興対策の各事業補助金の実績確定による減額、24節積立金では農産物価格安定基金の新規積立金の新規計上、これは農業振興センター運営補助金の執行残分136万2,000円を積立てしようとするものでございます。このほか、細目4、農業次世代人材投資事業費においては対象者の交付額確定により13万5,000円の増額、細目5の新型コロナウイルス感染症対応事業費につきましては事業実績に基づき1,164万円の減額となっております。これは、自動かん水施肥システム、あと自動開閉システムとハウスの施設栽培の導入に関して行った事業でございますが、当初申込みから自身の営農状況ですとか営農方針、コロナ後の不透明な状況などで申請をしなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、大きな要因といたしましては、現在道営事業のうち基盤整備事業を実施しておりますが、さらにまた別の道営事業で畑地かんがいモデル圃場調査という事業がありまして、クラウドシステムによる自動かん水、自動施肥、自動開閉、あとミストですとかCO₂濃度を利活用したスマート農業の検証事業というのがございます。このモデル事業に関しましては、令和5年に現地調査を行って、令和6年の秋頃に機材が導入されて、令和7年から9年までの3か年、機材を使用した省力化の栽培モデル調査に協力するという内容でございまして、そしてまた調査終了後には最終的には安価で機材システム一式が譲渡されるというものでございます。道のほうで生産者組織単位で協力者、希望者を募り、最終的には村内で7件の農業者が道営事業のモデル事業に参加することになりました。品目はパプリカとミニトマトということで、今回村のコロナ関係の事業のほうに7件申し込んでおりますが、そちらの方が道営事業のほうに移行したというか、振り替えたというようなこともあって大幅な減額となっておりました。大幅な減額となっておりましたが、コロナ交付金を財源とした村の事業の活用は選択しなくても同じような目的の事業に村財源に代わって道財源が措置されることで、導入経過は違っていましても本事業の当初の目的は達成されるものというふうに考えております。現在実施中の畑かん基盤整備事業、また前回平成17年で完了しました基盤整備事業に取り組み、それ以降村として畑地かんがい施設を中心とした農業に取り組んできたという実績も今回このスマート農業の道営のモデル事業の実施のきっかけになったというふうに考えているところでございます。また、最後、細目7でございますけれども、就農者移住支援環境整備事業費、こちらでは新規就農等の促進施設として研修期間中の生活に利用するために整備した元教員住宅の工事費につきまして14節工事請負費を執行残として整理しようとするものでございます。

続いて、48ページになります。4目畜産業費、既定額から5,000円を減額して28万6,000円にしようとするものです。補正内容は、13節使用料及び賃借料につきまして執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

中段になります。5目農地費、既定額から14万4,000円を減額して1,477万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、10節需用費で必要経費の増額のほかは、8節旅費、13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金につきまして各事業の執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

下段に移ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、既定額から5万円を皆減しようとするものです。これは、農地中間管理事業などの対象事業の執行がなかったことから整理しようとするものでございます。

49ページ中段です。7目農業振興センター管理費、既定額から140万8,000円を減額して902万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、18節負担金補助及び交付金で農業振興センター運営補助金の執行残として136万2,000円を減額しようとするものです。なお、減額分は農産物価格安定基金へ新規積立てするよう別途予算計上させていただいております。

続いて、8目地籍調査成果管理費、既定額から28万8,000円を減額して113万4,000円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で地籍、地番の異動修正等を行う地籍成果管理事業委託業務の執行残になります。

続いて、50ページになります。9目水利施設管理費、既定額に18万9,000円を追加して1,810万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料で必要経費の増額を行うほかは、執行実績に基づき8節旅費、10節需用費、11節役務費、17節備品購入費の減額整理、細目2、畑かん施設管理事業費においては24節積立金で利用者から徴収する今年度の畑かん使用料から執行経費を引いた65万3,000円と基金利子増額分2万5,000円の総額67万8,000円を畑地かんがい排水施設管理基金の積立金に増額しようとするものでございます。

同じく下段から51ページになりますが、2項林業費、1目林業総務費、既定額から260万3,000円を減額して1,878万9,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1、林業振興費、細目2の土地利用規制等対策事業費、細目3、有害鳥獣駆除費ともに執行実績に基づき減額整理しようとするもののほかは、細目4、地域おこし協力隊員活動費につきましては隊員の任用がなかったため、皆減とするものでございます。各節で減額となっておりますが、18節負担金補助及び交付金におきましては村の鳥獣被害防止対策協議会負担金は42万円を増額しようとするものでございます。これは、エゾシカの捕獲頭数が増加しているに伴う計上となっております。

53ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から16万1,000円を減額して1,398万9,000円にしようとするものです。主な補正内容は、10節需用費の公用車燃料代増額のほかは、職員人件費の支給実績及び11節役務費、13節使用料及び賃借料、

18節負担金補助及び交付金において執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

同じく53ページ下段から54ページになりますが、2目観光費、既定額から58万8,000円を減額して5,289万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、執行実績に基づき減額整理しようとするものですが、細目2、観光振興費では18節負担金補助及び交付金でメープル街道393もみじ祭執行残49万9,000円、細目4、新型コロナウイルス感染症対応事業費の12節委託料でふるさと納税事業及び公共観光施設を核とした関係人口構築業務委託料、執行残で29万円の減額、また細目3、指定管理施設、道の駅あかいがわにおいては燃料費高騰に伴う公共施設の燃料費、電気代の負担金の増額相当分、これを昨年に続きまして指定管理料として12節委託料で95万円増額計上しております。なお、様々な経過がありまして、歳入の20款で雑入で計上させていただいたとおり、カルデラの味覚まつり実行委員会は解散いたしているところでございます。また、今ご説明いたしました観光費にありますメープル街道393もみじ祭に関しましても実行委員会が昨年末に解散しているところでございます。現在村と議会のほうに赤井川村を代表する新たな村祭りの開催に向けた実施要望書が赤井川村国際リゾート推進協会、赤井川村DMOより提案をされているところでございます。村として新たなイベントに対する考え方につきまして機会を得てご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、55ページになります。3目小公園管理費、既定額から111万3,000円を減額して4,530万円にしようとするものでございます。主な補正内容は、公園維持に関わる経費につきまして11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費ではみやこ公園井戸設置工事の執行残など、執行実績に伴い減額整理しようとするものでございます。

56ページになります。4目保養センター費、既定額に271万1,000円を追加して1,967万9,000円にしようとするものです。主な補正内容は、保養センターの指定管理におきましても道の駅同様に燃料費高騰に伴う公共施設の燃料費、電気代の負担増額相当分を昨年に続きまして指定管理料として12節委託料で270万円を増額計上しております。

以上で農業委員会、産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

57ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額に7,000円を加えて3,426万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、13節使用料及び賃借料で不足により7,000円の増額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額から78万9,000円を減じて9,145万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料、執行残で33万8,000円の減額、14節工事請負費、執行残で45万1,000円の減額でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

59ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、既定額から13万2,000円を減額し、106万6,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ、旅費などの不用額を整理したものです。

続いて、9款1項2目事務局費、既定額から432万2,000円を減額し、5,197万5,000円にしようとするものです。内訳は、主に会計年度任用職員人件費の減額になりますが、こちらは昨年度に引き続き赤井川小学校に2人、都小学校に1人配置されている学習支援員が国の補助事業を活用し、北海道教育委員会で新型コロナウイルス感染症対策に係る学校現場への人的支援と子供たちの学びの保障のため学校へ配置する学習指導員及びスクールサポートスタッフとしてそれぞれ任用されたことから、人件費の約6割が道費で措置され、これらを減額するものです。そのほかは、予算執行状況に応じ、負担金及び補助金等の不用額を整理したものです。

次に、61ページをお開きください。9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額から130万4,000円を減額し、3,795万3,000円にしようとするものです。内訳は、17節備品購入費で赤井川小学校の舞台幕購入事業の執行残により111万円を減額するもののほか、各委託料の執行残を整理したものです。

続いて、9款2項2目教育振興費、既定額から18万円を減額し、577万2,000円にしようとするものです。内訳は、17節備品購入費で執行残を整理するもののほか、19節扶助費で実績に基づく推計により不用額を整理したものとっております。

次に、62ページをお開きいただき、中段を御覧ください。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額から14万8,000円を減額し、1,379万7,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費で赤井川中学校の玄関階段改修工事の執行残により4万4,000円を減額するもののほか、各委託料の執行残を整理したものです。

続いて、9款3項2目教育振興費、既定額から132万8,000円を減額し、3,129万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料及び17節備品購入費でスクールバス購入事業などの執行残を整理するもののほか、19節扶助費で実績に基づく推計によって不用額を整理したものとっております。

続いて、63ページ中段を御覧ください。9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から904万4,000円を減額し、630万円にしようとするものです。内訳は、放課後子ども教室に関する指導員報酬及び運営に係る費用や社会教育委員報酬について実績に基づく推計により不用額を整理するもののほか、7節報償費で執行残を減額するものとなっております。また、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金では743万5,000円の減

額となっております。これは、3年続けて世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって札幌教育大学との国際交流事業及び中学生海外研修事業が中止となったことによる補助金の皆減が主な理由となっております。

次に、64ページ下段を御覧ください。9款4項2目社会教育施設費、既定額から20万4,000円を減額し、809万円にしようとするものです。内訳は、生活改善センター及び郷土資料館費で12節委託料および17節備品購入費の執行残を減額するもののほか、生活改善センターの電話料については実績に基づく推計によって不用額を整理するものとなっております。

続いて、65ページを御覧ください。9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額から43万5,000円を減額し、266万2,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ、報酬などの不用額を整理したものとなっております。

次に、66ページをお開きください。9款5項2目体育施設費、既定額から6万円を減額し、1,848万5,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料及び17節備品購入費の執行残を減額するもののほか、不足が見込まれる電気料金の増額、そのほかにつきましては実績に基づく推計によって不要となる額を整理したものとなっております。

続いて、67ページを御覧ください。9款5項3目学校給食費、既定額から147万1,000円を減額し、2,295万3,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ、学校給食費に係る負担金等の不用額を整理したものとなっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、既定額に20万7,000円を増額し、991万1,000円にしようとするものです。内訳は、保険料現年度分の収入実績により増額するものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に22万5,000円を増額し、860万7,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金を増額するものです。

8ページをお開きください。3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に43万2,000円を増額し、1,672万7,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い増額しようとするものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険

税、1目一般被保険者国民健康保険税、既定額から130万9,000円を減額し、2,442万4,000円にしようとするものです。内訳は、現年度課税分の賦課額確定と収入見込みにより増減するもの及び滞納繰越分の収納実績により増額するものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、既定額から8,000円を減額し、6,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険税督促手数料現年度分及び滞納繰越分の収納見込みにより減額するものです。

8ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から128万6,000円を減額し、1,592万2,000円にしようとするものです。内訳は、保険基盤安定繰入金の額の確定による増額及びその他一般会計繰入金額を調整するものです。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、既定額に26万2,000円を増額し、26万3,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険税延滞金の収納見込みにより増額するものです。

6款3項雑入、3目広域連合支出金、既定額に445万1,000円を増額し、445万2,000円にしようとするものです。内訳は、令和3年度分賦金の確定により増額するものです。

10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から11万5,000円を減額し、475万4,000円にしようとするものです。内訳は、8節旅費、10節需用費の実績見込みにより減額、12節、ネットワーク設定変更業務委託料、執行残の減額、13節、有料道路通行料及び駐車場使用料の実績見込みにより減額するものです。

1款2項徴税费、1目賦課徴收费、こちらは財源内訳を補正するもので、歳入において督促手数料の減額に伴い、特定財源のその他を8,000円減額し、一般財源8,000円を増額するものです。

1款3項審議会費、1目審議会費、既定額から3万円を減額し、2万6,000円にしようとするものです。内訳は、審議会開催が1回の開催となったことに伴い、不要となる額を減額しようとするものです。

2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、既定額に225万5,000円を増額し、645万6,000円にしようとするものです。内訳は、財政調整基金を増額するものでございます。

12ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、2項手数料、1目手数料、既定額に3万円を加えて3万8,000円にしようとするものでございます。内訳といましては、1節手数料の増額でございます。

9 ページを御覧いただきたいと思います。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、既定額から127万4,000円を減じて5,016万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1 節一般会計繰入金の減額でございます。

10 ページを御覧いただきたいと思います。5 款村債、1 項村債、3 目簡易水道公営企業会計適用債、既定額から80万円を減じて1,990万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1 節簡易水道公営企業会計適用債の減額でございます。これは、業務委託料の確定に伴う起債額の調整でございます。

11 ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、既定額から23万8,000円を減じて1,402万4,000円にしようとするものでございます。8 節旅費で4万9,000円の増額、13 節使用料及び賃借料で1万3,000円の増額、26 節公課費で30万円の皆減となっております。これにつきましては、消費税確定に伴い支払うことがなくなったため、皆減とするものでございます。

12 ページに移ります。2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、既定額から180万6,000円を減じて1億248万1,000円にしようとするものでございます。10 節需用費で5万円の増額、12 節委託料で143万8,000円の減額、これは各委託料の執行残によるものでございます。14 節工事請負費で41万8,000円の減額、これにつきましても各工事請負費の執行残によるものでございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、既定額に4万円を加えて6万円にしようとするものでございます。1 節現年度受益者分担金で4万円の増額、これにつきましては2件分の増額でございます。

9 ページを御覧いただきたいと思います。2 款事業収入、2 項手数料、1 目手数料、既定額に2,000円を加えて1万1,000円にしようとするものでございます。1 節手数料で2,000円の増額でございます。

10 ページを御覧いただきたいと思います。4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、既定額に4万9,000円を加えて5,418万9,000円にしようとするものでございます。1 節一般会計繰入金で4万9,000円の増額でございます。

11 ページを御覧いただきたいと思います。6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、既定額に10万6,000円を加えて10万7,000円にしようとするものでございます。1 節雑入で10万6,000円の増額、これは消費税確定に伴う増額でございます。

12 ページを御覧いただきたいと思います。7 款村債、1 項村債、2 目下水道公営企業会計適用債、既定額から60万円を減じて1,260万円にしようとするものでございます。1 節下水道公営企業会計適用債で60万円の減額、これは業務委託料の確定に伴う起債額の調整で

ございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から29万7,000円を減じて935万7,000円にしようとするものでございます。3節職員手当等で1,000円の増額、4節共済費で2,000円の増額、26節公課費で30万円の皆減、これにつきましても消費税確定に伴う収入でありましたので、支払うことがなくなったために皆減とするものでございます。

14ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から10万6,000円を減じて5,754万3,000円にしようとするものでございます。10節需用費で75万円の増額、これにつきましては燃料費高騰のための増額でございます。12節委託料で73万5,000円の減額、これにつきましては事業完了に伴う執行残などによるものでございます。14節工事請負費で12万1,000円の減額、これにつきましては各工事の執行残によるものでございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第13号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第13号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第18 令和5年度行政と予算案の大綱

○議長（岩井英明君） 続いて、村長より令和5年度行政と予算案の大綱並びに教育長より令和5年度教育行政執行方針が提出されておりますので、まず日程第18、令和5年度行政と予算案の大綱を行いたいと思います。

村長から発言を求められておりますので、発言を許します。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、この機会に行政と予算案の大綱についてご説明をさせていただきます。お手元の資料の1ページ目をお開きください。

まず初めに、令和5年第1回定例会の開会に当たり、令和5年度の行政と予算案の大綱を述べさせていただきます。

私の村長としての4年の任期はこの4月で終えることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、日常生活の変化はもとよりそれまでの価値観や社会の流れ、仕組みの変化を受け入れながら、そして世界情勢の不安定化の中にあつた4年間であ

ったと感じております。

就任当初に掲げた4つのテーマと16項目の目標は、村議会議員の皆様や村民の皆様のご理解とご協力により、コロナの影響で実施できなかった事業を除いては、自己分析では70%程度は実現または準備を進められたと考えております。

しかし、日本は今、政治・経済・生活等、全てにおいて新たな局面に立っており、その影響はこの赤井川村においても同様の課題としてのしかかっていると実感しております。

つきましては、令和5年度の村政運営におきましても、「第四期総合計画後期基本計画」と「第2期赤井川村創生総合戦略」を基本に据え、財政と住民生活の安定化を第一に進めていく所存であります。

加えて、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働が重要であるとの考えに立ち、引き続き人と自然の調和を保ちながら持続可能な開発計画に取り組む企業との連携を大事にしつつ、村内に賦存する様々な資源を活用し、村内経済の好転を目指し、さらなる関係人口の増加対策等に取り組みたいと考えております。

村政運営に臨む基本姿勢としては、令和5年度の村政運営の基本姿勢としては、4月の村長選挙に立候補を表明させていただいていることから、これまで継続的に取り組んできた住民サービス等の施策を大きく変更する考えはありません。

ただし、国・道に財政的支援等をお願いし進めている事業計画や継続的に議論を進めてきた事業については、財政の安定化を念頭に、様々な影響も考慮しつつ、本来ならば骨格予算としてご審議いただくことが適切である令和5年度予算ではありますが、行政の継続性を鑑み、予算提案させていただきますことをご理解賜りたいと思います。

また、昨今の情勢から住民生活に直結する課題も数多くあることを踏まえ、一つ一つ丁寧な議論を重ね、次の3つの視点を持って優先順位を見極めながら着実に進めたいと考えております。

1つ目は、「村内経済の好循環を見据えた村づくり」です。

働く世代の減少は、村の元気と活力を低下させる大きな要因の一つであり、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元気がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまいます。

このため、農業分野においては「農業振興計画」を基本にしつつ、優良農地の効果的活用を視野に持続可能な農業振興に取り組みます。

また、観光分野においては観光地域づくり法人を中心とした活動やキロロ、道の駅などの活動を側面的に支援し、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた、関係人口（交流人口）との継続的な関係構築、北後志エリア等と連携した広域観光等の取組を引き続き推進します。

また、地熱利用を柱とした「赤井川村エネルギービジョン」や「ゼロカーボンビレッジ a k a i g a w a 推進戦略」に基づく、再生可能エネルギーを活用する各事業を計画的に

進めるとともに、国の地方創生推進事業等を活用し、公共施設の有効活用と新たな経済活動を試みる人材の活用や育成を図り、村内経済の好循環を見据えた村づくりに取り組みます。

2つ目は、「安心して暮らせる生活環境の確保」です。

村民一人一人が生涯にわたって心身ともに生き生きと暮らせるようにするには、保健・医療・介護サービスの向上や域内交通の確保、さらには子育て支援などを充実させることが、生きがいとなる日常を手にするためにも必要なことだと考えています。

しかし、本村の限られた財源と人的資源では、全てを充実させ継続することはとても困難なことです。

加えて、余市、小樽を生活圏とする多くの村民にとって、幹線交通や域内交通の確保は、安心して暮らすために重要な条件の一つでもあります。

このため、福祉・医療・介護に関する課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にしながら、地域の方々にも協力をいただき、引き続き協働関係を築き、課題改革が沿革に進むよう取り組みます。

3つ目は「公共インフラなど公共施設の計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共施設は、これまでも住民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しつつ、各種長寿命化計画などを策定し、維持補修を行ってきました。

特に多くの経費を要する大規模工事については、国費・道費補助や財政措置率が高い有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら優先順位を考慮し取り組んでいます。

このため、本年度も継続性や緊急性のあるものや、防災対策など優先度の高い施設の整備や補修を重点的に進めます。

加えて、令和6年度から水道、下水道事業に正式に導入される公営基準会計制度への以降準備の最終年であることから、住民が混乱しないよう十分な説明に取り組みます。

重点施策の展開として、次のように進めたいと考えております。

まず、1つ目としては村内経済の好循環を見据えた地域活力の醸成でございます。

1つとして、農業業の振興です。

基幹産業である農業振興は、これまでも村の重点施策として様々な取組を進めてきました。中でも土づくり、ビニールハウス栽培の振興、新規就農者対策、優良農地の利活用対策などは継続的に取り組んできたところです。近年は有害鳥獣の対策もその比重は大きくなっており、ただ、農業を取り巻く課題は多く、今後も課題を整理しながら着実に解決に向けた取組が必要とされているところです。

このため、「農業振興計画」に沿って、次の事項について重点的に取り組みます。

- ・道営農業農村整備事業になる農地基盤整備事業の推進
- ・落合ダム及び関連施設の適切運用と農業用水の安定供給

- ・新規就農希望者の就農支援の推進
- ・農業振興事業の効果的実施
- ・農業振興センター（育苗施設）の在り方と支援
- ・組織的な労働力確保に向けた仕組みづくりの検討
- ・有害鳥獣駆除対策の効果的実施と人材育成であります。

2つ目として、林業の振興です。

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

特に村有林の伐期齢に達した立木の活用については、村の財産の適正管理とカーボンニュートラルの両輪を視野に本年度より計画的に進めます。

- ・森林環境譲与税の「活用基本方針」に基づく支援
- ・村有林造林事業の推進と木材資源の地域内活用の推進
- ・冷水峠展望所の計画的整備などを中心に進めてまいります。

3つ目は、商工業の振興でございます。

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら新規事業に挑戦し、業績を伸ばしている先例もあり、村の産業の一翼を担っています。

これらの事業者は、商工会へ結集し経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会のリーダーシップに期待し支援を行います。

- ・商工会運営の安定化を図るための支援
- ・経営環境改善や商品開発事業取組への支援でございます。

4つ目として、観光の振興であります。

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮でおいしい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会を中心とした観光振興が促進されるよう、引き続き支援をします。

また、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくよう取組を進めます。

- ・赤井川村国際リゾート推進協会（DMO）を中心とした観光振興活動の支援
- ・ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光振興支援
- ・道の駅「あかいがわ」地場製品の販売促進支援でございます。

5つ目に、再生可能エネルギー関連事業への展開でございます。

「赤井川村エネルギービジョン」と「ゼロカーボンレッジ a k a i g a w a 推進戦略」に基づき、温泉熱の活用や地熱など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業の促進を目指します。

特に、温泉熱利用については国費を活用し、エネルギービジョンの具体化とともに、公

共施設のエネルギー転換によるゼロカーボンの推進に取り組みます。

また、民間主導で進められる事業については、国の法令遵守を基本とし、村の「再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」に沿った事業者対応を徹底するとともに、景観法に基づく景観計画策定準備を進め、開発と保全のバランスをより一層心がけながら、その対応に当たります。

- ・ 公共施設（カルデラ温泉、体育館）への温泉熱利用設備導入
- ・ 民間事業者による地熱発電、水力発電計画への側面的支援
- ・ ゼロカーボンビレッジ a k i g a w a 推進戦略実現に関する調査事業を中心に行っていくたいと思っております。

2として、村民と協働する行政の展開でございます。

全ての村民が心身ともに健康で生き生きと生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉・介護、子育て支援などの事業を各計画に基づき実施します。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、引き続き緊急時の迅速な対応に努めます。

余市赤井川幹線公共交通については、昨年4月から「むらバス」の運行が始まり、利用者も増加傾向にあることから、今後は域内交通の取組についても加速させます。

なお、次の重点事項については村民の皆様との積極的な協働を必要とする施策もあることから、各事業については引き続き丁寧な説明を第一に進めます。

①として、保健・医療につきまして。

- ・ 各種健診、健康教育・健康相談等の充実
- ・ 自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援
- ・ 各種健康教育活動による健康管理意識の醸成
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の推進
- ・ 地域医療体制の充実に向けた総合的な検討促進であります。

②として、子育て支援でございます。

- ・ 妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業及び伴走型相談支援事業の推進
- ・ 新生児聴覚検査支援
- ・ 産後ケア事業への取組
- ・ 出産・子育て応援給付金事業の推進
- ・ へき地保育所の保育内容の充実
- ・ 保育所と学校の連携による継続した支援体制の強化であります。

③として、高齢者支援（生きがい対策・介護）関係でございます。

- ・ 介護3事業の適正管理
- ・ 一般介護予防の充実（高齢者サロン、運動教室）
- ・ 総合相談支援の充実
- ・ 認知症施策の推進

- ・在宅医療・介護連携の推進
 - ・悠楽学園大学の内容充実
 - ・高齢者除雪支援助成金制度及び補聴器購入助成制度の情報提供の強化であります。
 - ④の障害者支援について。
 - ・北後志自立支援協議会等を活用した相談支援体制の充実
 - ・障害者の自立生活への支援
 - ・各種障害福祉サービスの提供体制の充実を進めたいと考えております。
 - ⑤として、地域福祉についてであります。
 - ・社会福祉協議会活動の支援
 - ・生活支援体制整備事業の強化
 - ・たすけあい隊活動の推進を掲げてございます。
 - ⑥として、社会保障についてでございます。
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険事業事務の円滑化を進めていきたいと考えてございます。
 - ⑦、消防・救急でございます。
 - ・災害時連携対応の強化
 - ・救急救命体制の段階的運用でございます。
 - ⑧の移住定住対策につきまして。
 - ・ふるさと納税と連携した施策のPR展開であります。
 - ⑨、防災対策について。
 - ・近隣町村と連携した防災対応力の強化
 - ・学校教育活動と連携した防災教育の実施であります。
 - ⑩につきましては、地域公共交通対策についてであります。
 - ・「むらバス」の安全運行と利用促進策の展開
 - ・域内交通の推進であります。
- 3として、公共インフラなど公共施設の計画的整備についてであります。
- まず、1つ目として村道整備であります。
- 村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。
- また、路面の損傷などが激しい路線については、優先順位を定め、日常の通行に支障が出ないように補修に努めます。
- 本年度の重点工事としては、富田線道路改良工事、北丸山線道路改良工事、村道舗装補修工事などがございます。
- ②、河川整備についてであります。
- 河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。

主に、緊急自然災害防止対策事業債を活用した河川整備工事、緊急浚渫推進整備事業を活用した河川護岸工事を進めたいと考えてございます。

③、橋梁整備についてです。

老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備を進めてまいります。本年度は、西池田橋補修工事を進めたいと考えてございます。

④、簡易水道の整備であります。

安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続するとともに、老朽化した施設については計画的に更新を行います。また、緊急時の防災対策についても取り組みます。さらに、水道事業の効率化、経営改善を目的に国の指導に基づき、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を引き続き進めます。

本年度は、量水器の取替え工事、簡易水道事業地方公営企業法適用に向けた準備を中心に進めます。

⑤、下水道の整備であります。

施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めています。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。さらに、水道事業同様、事業の効率化、経営改善を目標とする、公営企業会計化に向けた準備を進めます。

1つは、あかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業でございます。更新になります。公共下水道地方公営企業法適用に向けた準備、これらを中心に進めてまいります。

⑥、公営住宅などの整備であります。

老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用ができなくなった村営・村有住宅は取壊しを引き続き進めます。

本年度は、村営中央団地個別内部改修工事、村営中央団地個別外部改修工事を中心に進めます。

⑦、その他公共施設の整備についてであります。

各施設の管理は、「公共施設等総合管理計画」に基づき延命化を図りながら村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修に努めます。

⑧として、生活廃棄物及びし尿の処理についてであります。

可燃ごみ及び資源ごみについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処理場で適切に処理しておりますが、今後ごみの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。北後志衛生施設組合のし尿処理施設については老朽化対策として新たな施設整備が本年度から実施されます。

4として、財政安定化への取組であります。

実質単年度収支で歳入と歳出のバランスが取れていない状況を改善し、財政を安定化方向へ向けるには、村長就任以来申し上げさせていただいているとおり、国費・道費の助成

制度の活用はもとより、自主財源の確保や民間企業との連携を積極的に展開しなければならないと考えています。

このため、昨年作成し令和8年度を目標に設定した「財政健全化アクションプラン」の検討・協議・実施をできるものからの確に進めたいと考えております。

以上の考え方を基本に置き、令和5年度の各会計の予算を次のとおり提案させていただきます。

一般会計では27億5,000万円、後期高齢者医療特別会計では1,898万1,000円、国民健康保険特別会計では4,387万円、簡易水道事業特別会計では8,793万6,000円、下水道事業特別会計で1億475万5,000円、総計で30億554万2,000円でございます。

結びといたしまして、私たちを取り巻く世界は、新型コロナウイルス感染症の出現やこの間の世界情勢により明らかに変わりました。

経済や人の動きはもとより、価値観や人間の生き方そのものも変わってきていると感じています。

この新しい時代背景や価値観に対応し、村を元気にして次の世代に引き継ぐのは、今を生きる我々の責任であり、また使命であると強く感じております。

私自身、村長2期目に挑戦させていただく身ではありますが、行政や政策の継続性という基本に立ち、村政運営に臨む所存であります。本来ならば骨格予算としてご審議いただくことが適切であると考えますが、冒頭申し上げましたように、行政の継続性、事業の推進、中断することが難しい事業もあり、国費、道費の補助事業を活用した新規事業につきましても予算提案させていただくことを重ねてご理解くださいますようお願い申し上げます。加えて、年度途中であっても活用が見込まれる国費・道費の補助制度や貴重な財源となっているふるさと納税制度を積極的に展開するなど、引き続き財源確保に積極的に取り組む所存でありますので、村議会議員の皆様と村民の皆様、そして関係機関の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和5年度の行政と予算の大綱といたします。

ありがとうございました。

◎日程第19 令和5年度教育行政執行方針

○議長（岩井英明君） 次に、日程第19、令和5年度教育行政執行方針を行います。

教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

根井教育長。

○教育長（根井朗夫君） それでは、令和5年第1回定例会の開会に当たり、赤井川村教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少やグローバル化の進展により人々の価値観や生活様式が大きく変わるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる状況が続いてきました。国際情勢の変化など、先行きが不透明な状態が続いており、従来の知識や経験だけでは答えを見つけるこ

とが難しい時代となっています。

このような時代に、困難に向かってよりよく生きていくためには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、協働しながら社会の変化を乗り越えていくことが必要であり、教育には豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるよう、その資質や能力を育成することが求められています。

また、このような時代だからこそ、生涯学習の理念に基づき、村民一人一人が学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。

本年度も引き続き、村議会議員並びに村理事者の皆様のご理解と村民各位の温かいご支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

1つ目は学校教育についてです。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」という考え方を基本とし、持続可能な社会を形成していくために児童生徒が自ら考え、解決していくための手段としてICTの活用、コミュニケーション能力の育成を引き続き進めていくことが必要であると考えています。

また、これからの時代においては知識を得ることを主とした教育から、個人の長所や優れた部分を発見し、伸ばしていくことを中心とした教育でなければならないというふうに思っています。

子供たちの資質・能力の育成に向けては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要であり、GIGAスクール構想で整備されましたICT環境を最大限に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出すよう努めてまいります。

また、保育所と小学校、小学校と中学校が一層連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルの取組の充実を図るとともに、教育環境の整備を進めながら、村全体で子供たちの「生きる力」を育む教育の実現に努めます。

2つ目は社会教育についてです。社会教育では、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」に基づき、点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めるとともに、社会教育施設の運営について計画的な維持管理に努め、村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努力します。

また、コミュニティ・スクールの取組による、学校教育と社会教育の連携を通じた教育内容の充実と人材育成を図ってまいります。

施策の実行に当たっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行いたします。

次に、令和5年度の重点施策について申し上げます。

第1は、「地域とともにある学校づくりの充実」であります。

本項の一番の狙いは教育環境・内容の充実と、赤井川を何よりも好きな子供、赤井川を誇りに思う子供の育成であります。

「学校運営協議会」、コミュニティ・スクールでありますけれども、これを核に、学校、家庭及び地域が相互に協力し合って、地域全体で学びを展開していく「地域とともにある学校」づくりの充実を図ってまいります。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成するとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ってまいります。

また、協議会を通して集まる適正配置に係る声を整理し、子供たちにとって望ましい教育環境の検討を進めてまいります。

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれからの社会を生き抜く力を身につけていくための「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するために、ICT教育の充実、グローバル化に対応した教育の充実が大切です。

ICT教育では、総務省「地域活性化企業人制度」によりIT企業から人材派遣を得まして、専門知識、業務経験、人脈、ノウハウ等を生かしまして、これまで重点的に整備してきました学校のICT環境を有効に活用する教育DX、デジタルトランスフォーメーションの整備を進めてまいります。

また、デジタル教科書の先行実証検証事業を継続して行ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、本年見直しを図った「赤井川村国際交流推進計画」に基づき、保育所での英語活動や小学校1年生からの外国語活動、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験あるいは無償化の取組等を通しまして、引き続いて外国語教育の充実を図ります。また教育大学札幌校留学生との交流プログラムやストラスマア校訪問プログラムについても学校の教育活動や年間プログラムとの関連を見直し、教育内容の充実を図ってまいります。

第3は、「小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知（豊かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和の取れた教育が重要であり、義務教育9年間に系統性を持たせ、本年度新たに設定しました「第3期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を実践し、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の充実を図ります。

これまで同様ですが、小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を

『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」並びに「赤井川村教育研究会」と連携しまして、課題に応じたプロジェクト（部会）における活動を推進します。

また、各校ごとに以下の取組を進めてまいります。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては

子供たちがこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り開いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、

- ・持続発展可能な社会の構築を基本理念とする学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる改善
- ・全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実
- ・先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善

を重点的に取り組んでまいります。

また、小学校での専科教員や授業研究により、指導方法の改善とともに、系統的教科指導の充実を図ってまいります。

【豊かな心】を育てる教育の推進については

基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために、

- ・考え、議論する道徳授業の職員研修と実践
- ・児童生徒の思いやり・信頼関係を基本とした生徒指導の充実
- ・学校図書の実践と読書活動への支援
- ・児童生徒が協同作業に取り組む植樹活動の実施

などを重点的に取り組んでまいります。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については

体力は、意欲、気力にも大きく関わり、食べることと同様に、子供たちが生涯にわたり心身共に健やかに生きていくための基礎となるものであり、

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実
- ・歯磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進
- ・部活動やクラブ活動の推進や少年団活動等との連携

などを重点的に取り組んでまいります。

第4は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境、とりわけ学校においては、コロナ感染症に対応した環境の整備もおおむね整ってきてはまいりましたが、施設の老朽化、耐用年数の経過等から修繕や更新を必要とする施設や設備が出てきております。これまで使用してきたスクールバスについては、感染症対策を徹底した車両に更新したところではございますが、学校施設については、学校施策長寿命化計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設についても、改善計画の策定、実施を進めてまいります。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心

して充実した学校生活を送れるよう、

- ・学習教材への支援
- ・学校給食費無料化への支援
- ・部活動における全道、全国規模大会出場への支援
- ・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援
- ・高等学校生徒の就学支援の充実

などを重点に、本年度も継続して取り組んでまいります。

第5は、「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」後期計画を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

- ・本と親しむ活動の支援や読書環境の充実
- ・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進
- ・スポーツ施設の計画的整備
- ・郷土芸能伝承活動の支援
- ・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進
- ・学校教育活動と連携した国際交流事業の推進
- ・赤井川村文化祭の充実
- ・放課後子ども教室の充実

などを重点に取り組んでまいります。

以上、令和5年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 以上で令和5年度行政と予算案の大綱並びに令和5年度教育行政執行方針を終わります。

続きますして、休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第14号ないし日程第24 議案第18号

○議長（岩井英明君） 続きますして、日程第20、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算を議題といたします。

この際、日程第20、議案第14号から日程第24、議案第18号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算、日程第21、議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、日程第23、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算及び日程第24、議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程いただきました令和5年度の予算についてご説明をさせていただきます。

まずは一般会計予算書のほうから説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算。

令和5年度赤井川村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款村税、3億4,089万3,000円、1項村民税で6,464万4,000円、2項固定資産税で2億6,630万2,000円、3項軽自動車税で420万3,000円、4項村たばこ税で430万9,000円、5項入湯税で143万5,000円。

2款地方譲与税4,421万8,000円、1項地方揮発油譲与税920万円、2項自動車重量譲与税2,900万円、3項森林環境譲与税601万8,000円。

3款利子割交付金6万3,000円、1項利子割交付金。

4款配当割交付金30万円、1項配当割交付金。

5 款株式等譲渡所得割交付金32万円、1 項株式等譲渡所得割交付金。
6 款法人事業税交付金242万6,000円、1 項法人事業税交付金。
7 款地方消費税交付金2,700万円、1 項地方消費税交付金。
8 款自動車税環境性能割交付金300万円、1 項自動車税環境性能割交付金。
9 款地方特例交付金30万円、1 項地方特例交付金。
10 款地方交付税10億7,500万円、1 項の地方交付税であります。
11 款交通安全対策特別交付金1,000円、1 項の交通安全対策特別交付金。
12 款分担金及び負担金673万6,000円、1 項負担金でございます。
13 款使用料及び手数料3,243万8,000円、1 項の使用料2,927万7,000円、2 項手数料で316万1,000円です。
14 款国庫支出金 3 億591万9,000円、1 項国庫負担金3,996万8,000円、2 項国庫補助金 2 億6,492万8,000円、3 項委託金102万3,000円。
15 款道支出金9,551万9,000円、1 項道負担金2,613万7,000円、2 項道補助金6,423万円、3 項委託金515万2,000円。
16 款財産収入968万9,000円、1 項財産運用収入791万8,000円、2 項財産売払収入177万1,000円。
17 款寄附金 3 億10万2,000円、1 項寄附金。
18 款繰入金 1 億1,816万8,000円、1 項特別会計繰入金1,000円、2 項基金繰入金 1 億1,816万7,000円。
19 款繰越金3,000万円、1 項の繰越金。
20 款諸収入6,760万8,000円、1 項の延滞金加算金及び過料2,000円、2 項村預金利子1,000円、3 項受託事業収入4,389万2,000円、4 項雑入2,371万3,000円。
21 款村債 2 億9,030万円、1 項の村債であります。
歳入合計27億円でございます。
続きまして、6 ページです。歳出、1 款議会費4,832万1,000円、1 項の議会費。
2 款総務費 6 億9,180万4,000円、1 項総務管理費で 6 億4,621万5,000円、2 項徴税費で 1,154万4,000円、3 項戸籍住民基本台帳費で2,374万3,000円、4 項選挙費で917万円、5 項統計調査費で16万9,000円、6 項監査委員費で96万3,000円です。
3 款民生費 3 億5,013万4,000円、1 項社会福祉費 2 億8,755万4,000円、2 項児童福祉費 6,258万円。
4 款衛生費 3 億4,455万8,000円、1 項の保健衛生費であります。
5 款農林水産業費 1 億7,661万2,000円、1 項農業費 1 億5,754万2,000円、2 項林業費 1,907万円です。
6 款商工費 1 億7,017万8,000円、1 項の商工費であります。
7 款土木費 3 億6,139万4,000円、1 項土木管理費で167万6,000円、2 項道路橋梁費で 2 億2,302万9,000円、3 項河川費で2,464万円、4 項住宅費で 1 億1,204万9,000円。

8款消防費1億6,011万1,000円、1項の消防費です。

9款教育費2億141万7,000円、1項の教育総務費で6,438万8,000円、2項小学校費2,809万7,000円、3項中学校費3,427万4,000円、4項社会教育費2,581万3,000円、5項保健体育費4,884万5,000円。

10款公債費2億4,296万2,000円、1項の公債費であります。

11款予備費250万9,000円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の27億円でございます。

続いて、第2表、地方債であります。起債の方法については証書借入れまたは証券発行、利率については年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法につきましては政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、時間状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるでございます。それでは、起債の目的、限度額をご説明いたします。過疎対策事業債、富田線道路改良工事470万円、北丸山線道路改良工事2,290万円、橋梁長寿命化事業1,470万円、下水道広域化推進総合事業施設整備事業7,680万円、水利施設等保全高度化事業970万円、カルデラ温泉既存熱源設備等改修工事5,860万円、道の駅あかがわ指定管理業務3,110万円、基幹水利施設管理事業580万円、土づくり対策事業補助金800万円、過疎対策事業債計で2億3,230万円。公営住宅建設事業債、村営中央団地個別改善改修工事等2,920万円。緊急自然災害防止対策事業債、池田川護岸復旧工事1,590万円。続いて、9ページに入ります。緊急浚渫推進事業債、板小屋川河川整備工事130万円、下池田川河川整備工事100万円、後志川河川整備工事200万円、都川河川整備工事150万円、曲川河川整備工事80万円、緊急浚渫推進事業債合計で660万円。緊急防災・減災事業債、農業水路等長寿命化・防災減災事業で60万円。臨時財政対策債で570万円。トータルで2億9,030万円の額でございます。

一般会計では以上でございます。

続いて、令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算書に入ります。

1ページをお開きください。議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,898万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、2ページでございます。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款後期高齢者医療保険料966万7,000円、1項後期高齢者医療保険料であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料。

3款繰入金930万8,000円、1項一般会計繰入金。

4款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

5款諸収入4,000円、1項延滞金加算金及び過料1,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入1,000円。

歳入合計1,898万1,000円であります。

続いて、3ページに入ります。歳出、1款総務費157万5,000円、1項総務管理費で11万3,000円、2項徴収費で146万2,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,720万4,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。

3款諸支出金2,000円、1項償還金及び還付加算金であります。

4款予備費20万円、1項予備費であります。

歳出合計は、歳入同額の1,898万1,000円でございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算書でございます。

1ページ目をお開きください。議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算。

令和5年度赤井川村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,387万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

2ページに入ります。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税2,396万8,000円、1項国民健康保険税です。

2款使用料及び手数料1万3,000円、1項手数料です。

3款財産収入1,000円、1項の財産運用収入です。

4款繰入金1,988万2,000円、1項他会計繰入金1,988万1,000円、2項基金繰入金1,000円であります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金です。

6款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2預金利子1,000円、3項雑入3,000円。

歳入合計4,387万円です。

3 ページに入ります。歳出、1 款総務費4,316万3,000円、1 項総務管理費で4,237万4,000円、2 項徴税費で73万2,000円、3 項審議会費で5万7,000円。

2 款基金積立金1,000円、1 項基金積立金です。

3 款公債費1,000円、1 項の公債費です。

4 款諸支出金20万5,000円、1 項償還金及び還付加算金で20万4,000円、2 項繰出金で1,000円。

5 款予備費50万円、1 項予備費であります。

歳出合計は、歳入同額の4,387万円でございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算書に入ります。

1 ページ目をお開きください。議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度赤井川村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,793万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

2 ページに入ります。第1表、歳入歳出予算、歳入、1 款事業収入2,963万8,000円、1 項使用料で2,963万4,000円、2 項手数料で4,000円。

2 款繰入金5,829万6,000円、1 項の一般会計繰入金です。

3 款繰越金1,000円、1 項繰越金です。

4 款諸収入1,000円、1 項雑入1,000円です。

歳入合計8,793万6,000円であります。

次に、3 ページに入ります。歳出、1 款総務費1,447万5,000円、1 項総務管理費です。

2 款営繕費5,879万9,000円、1 項営繕費です。

3 款公債費1,456万2,000円、1 項公債費です。

4 款予備費10万円、1 項予備費であります。

歳出合計、歳入同額で8,793万6,000円でございます。

詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

最後になります。令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算書に入ります。

1 ページをお開きください。議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算。

令和5年度赤井川村の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億475万5,000円と

定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和5年3月8日提出、赤井川村長。

2ページに入ります。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金2万円、1項分担金であります。

2款事業収入1,171万1,000円、1項使用料で1,170万3,000円、2項手数料で8,000円です。

3款国庫支出金2,070万円、1項国庫補助金です。

4款繰入金5,302万2,000円、1項一般会計繰入金です。

5款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

6款諸収入1,000円、1項雑入であります。

7款村債1,930万円、1項村債であります。

歳入合計1億475万5,000円です。

続いて、3ページ目に入ります。歳出、1款総務費940万7,000円、1項の総務管理費です。

2款営繕費7,416万6,000円、1項営繕費です。

3款公債費2,108万2,000円、1項公債費です。

4款予備費10万円、1項予備費です。

歳出合計、歳入同額の1億475万5,000円になります。

続きまして、4ページ目、第2表、債務負担行為であります。事項、期間、限度額で説明をいたします。令和5年度水洗便所改造等資金貸付事務委託に係る債務負担行為、令和5年度から令和9年度までの5年間、貸付額に対する利子相当額。下段、令和5年度金融機構が貸し付ける水洗便所改造等資金に係る損失補償、令和5年度から令和9年度までの5年間、貸付額に延滞金を加算した額の範囲内でございます。

続いて、5ページ、第3表、地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明をいたします。下水道事業債、あかいがわアクアクリーンセンター水処理設備負担金、1,930万円、証書借入れまたは証券発行、年5%以内、ただし利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還も

しくは低利に借換えすることができるでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせます。

また、一般会計予算書の詳細については副村長並びに担当課長により説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） 私の説明する前に、先ほど村長のほうから一般会計の提案時に歳入歳出の合計額を27億円というふうに申しておりましたが、27億5,000万円に訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから令和5年度一般会計予算の歳入についての説明を申し上げます。

なお、歳入歳出とも前年度と比較し増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計予算書の13ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人4,973万円の計上、前年度と比較し、120万1,000円の減です。令和4年度賦課額及び見込みにより減額計上となりました。

同じく13ページ中段、1款1項2目法人1,491万4,000円の計上、前年度と比較し、111万2,000円の増、先ほどと同様の理由でございます。

同じく13ページ中段、1款2項固定資産税、1目固定資産税2億6,326万9,000円の計上、前年度と比較し、1,198万8,000円の減です。こちらも先ほどと同様の理由により減額計上しております。

同じく13ページ中段、1款2項2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金303万3,000円の計上、前年度とほぼ同額でございます。

同じく13ページ下段から14ページにかけて、1款3項軽自動車税、1目軽自動車税420万3,000円の計上、前年度と比較し、16万円の減、前年度実績により微減となっております。

続いて、14ページ中段、1款4項村たばこ税、1目村たばこ税430万9,000円の計上、前年度と比較し、54万6,000円の減です。たばこ税につきましては、ここ数年減少傾向が続いております。

同じく14ページ中段、1款5項入湯税、1目入湯税143万5,000円の計上、前年度と比較し、1,000円の増です。前年度とほぼ増額となっております。

続いて、15ページです。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税920万円の計上、前年度と比較し、10万円の減です。

同じく15ページ中段、2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税2,900万円の計上、前年度と同額でございます。

同じく15ページ中段、2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税601万8,000円の計上、前年度と比較し、3万円の減でございます。

次に、16ページです。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金6万3,000

円の計上、前年度と比較し、2万4,000円の減です。

次に、17ページです。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金30万円の計上、前年度と比較し、6万円の増でございます。

次に、18ページです。株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金32万円の計上、前年度と比較し、8万円の増額でございます。

次に、19ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金242万6,000円の計上、前年度と比較し、111万8,000円の増額です。こちらは、令和3年度実績及び今年度の見込みにより増額となります。

次に、20ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2,700万円の計上、前年度と比較し、100万円の増額です。

次に、21ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金300万円の計上、前年度と同額でございます。

次に、22ページです。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金30万円の計上、前年度と比較して83万円の減です。これまで算定対象となっておりました自動車税、軽自動車税の減収補填分が今年度から対象とならなくなったため、大きく減少しております。

続いて、23ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税10億7,500万円の計上、前年度と比較して3,500万円の増、これは4年度実績により増額としております。

続いて、24ページです。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金1,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、25ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金73万6,000円の計上、前年度と比較して2,000円の増額でございます。

同じく25ページ中段、12款1項2目農林水産業費負担金600万円の計上、前年度と比較して307万5,000円の増額です。道営畑かん調査設計業務の農業者負担分7.5%の計上でございます。

続いて、26ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料51万5,000円の計上、前年度と比較して4,000円の減です。

同じく26ページ下段、13款1項2目衛生使用料49万8,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、27ページです。13款1項3目農林水産使用料193万円の計上、前年度と比較して49万9,000円の増です。新規就農等の促進施設使用料を新規計上しております。

同じく27ページ中段、13款1項4目商工使用料117万4,000円の計上、前年度と比較して48万8,000円の増、4年度の実績から都運動公園、みやこ公園の使用料を増額しております。

同じく27ページ中段、13款1項5目土木使用料2,500万1,000円の計上、これは前年度と同額でございます。

同じく27ページ下段から28ページにかけて、13款1項6目教育使用料15万9,000円の計上、前年度と比較して3万4,000円の減、4年度の実績見込みによる減額でございます。

同じく28ページ上段、13款2項手数料、1目総務手数料77万6,000円の計上、前年度と比較して2万8,000円の増、令和3年度実績及び見込みにより増減をしております。

同じく28ページ中段、13款2項2目衛生手数料227万6,000円の計上、前年度と比較して3万3,000円の減額でございます。

次に、29ページです。13款2項3目農林水産手数料10万9,000円を計上、前年度と同額でございます。

続いて、30ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,992万3,000円の計上です。前年度と比較して495万6,000円の減額でございます。4年度の実績見込みから減額をしております。

同じく30ページ下段、14款1項2目衛生費国庫負担金4万5,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、31ページ、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億7,833万9,000円の計上、前年度と比較して3,397万円の減額、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で約2,600万円ほどの減額、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル基盤改革支援補助金が皆減となったため、大きな減少となっております。

同じく31ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金808万1,000円の計上、前年度と比較して347万9,000円の増です。2節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で350万円ほど増額計上となっております。

同じく31ページ下段から32ページの上段にかけて、14款2項3目衛生費国庫補助金87万3,000円の新規計上、出産・子育て応援国庫補助金が新規計上されたことが主なものでございます。

同じく32ページ中段、14款2項4目土木費国庫補助金7,744万8,000円の計上、前年度と比較して970万円の増、北丸山線道路改良事業交付金と社会資本整備総合交付金を新規に計上しております。

同じく32ページ中段、14款2項5目教育費国庫補助金18万7,000円の計上、前年度と比較して400万3,000円の減、4年度にはスクールバス等購入事業費補助金を計上していましたが、こちらのほうが完了したことにより、大幅な減少となっております。

同じく32ページ下段、14款3項委託金、1目総務費委託金102万3,000円の計上、前年度と比較して284万7,000円の減、4年度につきましては参議院議員通常選挙委託金を計上していましたが、5年度はそれがいないため、大幅な減額となります。

続いて、33ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金2,611万5,000円の計上、前年度と比較して81万4,000円の減です。4年度の実績により増減をしております。

同じく33ページ下段、15款1項2目衛生費道負担金2万2,000円の計上、前年度と同額で

ございます。

続いて、33ページ下段から34ページにかけてです。15款2項道補助金、1目総務費道補助金641万円の計上、前年度と比較して170万円の増、森林環境保全整備事業道補助金を新規計上しております。

同じく34ページ中段、15款2項2目民生費道補助金229万4,000円の計上、前年度と比較して2万1,000円の減です。

同じく34ページの中段、15款2項3目衛生費道補助金22万4,000円の計上、前年度と比較して20万2,000円の増、出産・子育て応援道補助金の新規計上による増額でございます。

同じく34ページ下段から35ページにかけて、15款2項4目農林水産業費道補助金5,086万1,000円の計上、前年度と比較して2,395万9,000円の増額、35ページ上段の新規就農者育成総合対策事業補助金等を新規計上しております。

同じく35ページ中段、15款2項5目商工費道補助金100万円の新規計上、地域づくり総合交付金、観光プロモーション事業の新規計上でございます。

同じく35ページ中段、15款2項6目教育費道補助金344万1,000円の計上、前年度と比較して285万4,000円の増額です。こちらは、地域づくり総合交付金、外国語指導業務の新規計上によるものでございます。

同じく35ページ下段、15款3項委託金、1目総務費委託金351万3,000円の計上、前年度と比較して171万2,000円の増、5年度には北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙があることから、その委託金を新規計上しております。

続いて、36ページです。15款3項2目諸統計委託金12万2,000円の計上、前年度と比較して10万1,000円の増、5年度につきましては住宅・土地統計調査が行われることから、増額となっております。

同じく36ページ中段、15款3項3目農林水産業費委託金63万8,000円の計上、前年度と比較して47万9,000円の増でございます。

同じく36ページ中段、15款3項4目土木費委託金87万9,000円の計上、前年度と比較して8,000円の増です。

続いて、37ページに移ります。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入732万円の計上、前年度と比較して48万4,000円の減でございます。

同じく37ページ下段、16款1項2目利子及び配当金59万8,000円の計上、前年度と比較して2,000円の増でございます。

続いて、38ページです。16款2項財産売払収入、1目不動産売払収入177万円の計上、前年度と比較して176万9,000円の増、村有林造林事業における立木の売払い分を計上しております。

同じく38ページ上段、16款2項2目物品売払収入1,000円の計上、前年度と比較して10万円の減、4年度はスクールバスの売払い入札の分を計上しておりましたが、5年度はその分を減額としております。

続いて、39ページです。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金3億10万1,000円の計上、前年度と比較して6,000万円の減額です。令和4年度にふるさと納税が減額したことにより、減額計上としております。

同じく39ページ中段、17款1項2目指定寄附金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、40ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく40ページ中段、18款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,300万円の計上、前年度と比較して1,200万円の減額です。こちらは、歳入不足を基金繰入れで補うものでございます。

同じく40ページ中段、18款2項2目さくら・もみじ基金繰入金345万7,000円の計上、前年度と比較して39万1,000円の増額、こちらは事業量の増によるものでございます。

同じく40ページ中段、18款2項3目森林環境譲与税基金繰入金139万9,000円の計上、前年度と比較して25万5,000円の減、こちらも事業量の減によるものでございます。

同じく40ページ下段、18款2項4目減債基金繰入金3,000万円の計上、前年度と同額です。こちらも歳入不足を基金繰入金で補うものでございます。

同じく40ページ下段、18款2項5目新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金30万8,000円の計上、前年度と比較し、19万2,000円の減額でございます。

続いて、41ページです。18款2項6目畑地かんがい排水施設管理基金繰入金3,000円の新規計上です。5年度より事業債の利息償還に対して交付税措置がなされることによる計上でございます。

続いて、42ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,000万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、43ページです。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、43ページ中段、20款1項2目加算金1,000円の計上、前年度と同額です。

同じく43ページ中段、20款2項村預金利子、1目村預金利子1,000円の計上、前年度と同額です。

同じく43ページ中段、20款3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入21万4,000円の計上、前年度と比較して1万4,000円の減額です。

同じく43ページ下段、20款3項2目後志広域連合受託事業収入4,355万4,000円の計上、前年度と比較して210万6,000円の減額、国民健康保険健康診査受託料の減に伴う減額でございます。

続いて、44ページです。20款3項3目農林水産業費受託事業収入10万4,000円の計上、前年度と比較して1万9,000円の増。

同じく44ページ上段、20款3項4目民生費受託事業収入2万円の計上、前年度と同額で

す。

同じく44ページ中段、20款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費14万円の計上、前年度と比較して5万5,000円の減でございます。

同じく44ページ中段、20款4項2目乳幼児医療費高額療養費1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく44ページ中段、20款4項3目宝くじ交付金収入358万円の計上、前年度と比較して30万8,000円の増、4年度実績に基づき増額をしております。

同じく44ページ下段、20款4項4目保健福祉関係収入1万6,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく44ページ下段から45ページにかけて、20款4項6目雑入1,997万6,000円の計上、前年度と比較して624万4,000円の増です。4年度実績の見込みにより増額といたしました。が、主に後志広域連合事務局派遣人件費の負担金、備荒資金組合超過納付金配分金が大きく増額となる見込みでございます。

続いて、46ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債2億3,230万円の計上、前年度と比較して1億3,940万円の増、北丸山線道路改良工事及びカルデラ温泉既存熱源設備等改修工事、土づくり対策事業補助金を新規計上しております。下水道広域化推進総合事業施設整備事業及び水利施設等保全高度化事業が増額となっております。

同じく46ページ中段、21款1項2目公営住宅建設事業債2,920万円の計上、前年度と比較して2,240万円の増、村営中央団地改修工事を予定していることから、大幅な増額となっております。

同じく46ページ中段、21款1項3目緊急自然災害防止対策事業債1,590万円の計上、前年度と比較して1,070万円の増、池田川護岸復旧工事を対象としております。

同じく46ページ中段、21款1項4目緊急浚渫推進事業債660万円の計上、前年度と比較して430万円の減、記載の河川整備工事を予定しております。

同じく46ページ下段、21款1項5目緊急防災・減災事業債60万円の新規計上、農業水路等長寿命化・防災減災事業を予定しております。

続いて、47ページです。21款1項6目臨時財政対策債570万円の計上、前年度と比較して1,230万円の減、4年度実績により減額としております。

以上で令和5年度一般会計の予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算についてご説明させていただきます。

48ページ目をお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,832万1,000円、前年度より76万2,000円の増で、議会研修旅費の増加によるものです。

続きまして、50ページから55ページ下段になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4億432万3,000円、前年度より4,487万7,000円の減で、主な増減要因は、ふるさと納税の受入額の減少に伴うお礼の品の費用、これには送料を含んでおりますが、7節報償費で3,000万円の減、ふるさと納税受入れは減少しておりますが、募集掲載に要する手数料としてふるさとチョイスの掲載手数料が寄附額の5%だったものが令和5年4月から10%になります。また、事務負担軽減を図るため、寄附者から寄せられる3,500件を超えるワンストップ特例申請書の書類の確認及びデータ作成を外部へ依頼することに伴う費用を新たに計上し、寄附金額は下がるものの、11節役務費で約430万円を増額しております。また、12節委託料においては、むらバス運行費用として1,807万3,000円を計上し、昨年度より31万4,000円増加しておりますが、燃料費、車両整備費などの費用増加で25万円、その他約6万円についてはバスの現在地をバス利用者がスマートフォンで確認できるようなバスロケーションシステムの導入、運用に関する費用を含んでおります。18節負担金補助及び交付金については、北海道中央バス赤井川線に対する運行補助が終了したことによる608万円の減少、併せて地域公共交通活性化協議会の運営支援や公共交通計画の推進事業費、研修会の開催費用として地域公共交通活性化協議会に対する補助金50万円を計上しております。

次に、55ページ下段から56ページへ移ります。2目文書広報費、本年度予算額674万円、前年度より364万6,000円の減で、主な減額要因は、10節需用費で一般法令追録代の見直しによる追録費用54万円の減、12節委託料では昨年度委託料に計上しておりました法制支援業務の終了に伴い、319万円を減少するものです。

続きまして、3目会計管理費、本年度予算額226万4,000円、前年度より37万4,000円を減少するものです。

次に、57ページ中段から58ページ下段へ移ります。4目財産管理費、本年度予算額819万3,000円、前年度より407万6,000円の増加で、村有林育成費として本年度より村有林の管理、育成を新たに行うべく、村有林造林工事費として350万9,000円を計上しております。施業場所は、石狩森林管理局、後志総合振興局の助言を受け、村道共栄線沿いの字富田地区で樹齢約40年のアカエゾマツの間伐を行おうとするものです。そのほか村有林、村有地、さくら・もみじの管理費用を計上しております。

続きまして、5目財政調整基金費、本年度予算額700万8,000円、前年度より94万5,000円の増加となっております。

次に、60ページ中段から64ページ中段になります。8目企画費、本年度予算額1億9,308万6,000円、前年度より3,844万4,000円の減少となっております。主な事業としましては、64ページの右側、説明欄になりますが、12節委託料においてカルデラ温泉熱利用設備導入効果検証ほか業務委託料として398万2,000円を計上し、カルデラ温泉における温泉熱利用設備導入に関する工事管理、効果検証を、またゼロカーボンビレッジ推進調査業務委託料として5,589万1,000円を計上し、エネルギーコストとCO₂排出量の低減を目的に、公共

施設における太陽光発電蓄電池の導入、庁舎における地中熱エネルギーの冷暖房の可能性や断熱対策に関する調査、木質バイオマスのエネルギー活用可能性に関する各種の調査を経済産業省の補助事業で実施すべく計上しております。また、14節工事請負費については、昨年度掘削した温泉井戸から温泉をくみ上げ、カルデラ温泉内の温泉熱利用に伴うエネルギー転換設備、またカルデラ温泉から排出される排湯、捨てるお湯ですけれども、その利用を行い、隣接する体育館での補助暖房とする設備導入工事費として1億1,385万円を、これも経済産業省の補助事業により実施すべく計上しております。18節負担金補助及び交付金に関しては、令和5年度は5年に1度の「日本で最も美しい村」連合再審査年に当たることから、この費用として10万円を新たに計上しております。その他、前年同様に庁内の情報通信に関する費用、神恵内村との地域連携事業費等を計上しております。

続きまして、64ページ中段から65ページ中段へ進みます。9目庁舎管理費、本年度予算額1,243万4,000円、前年度より14万円の増で、対前年比、消耗品費、備品購入費を削減し、光熱水費を増加したものとなっております。

次に、65ページ中段から68ページ上段へ移ります。10目集会施設管理費、本年度予算額907万6,000円、前年度比42万7,000円の減で、落合住民センター、都住民センター、山村活性化支援センターなど5つの公共施設の管理費用として前年並みの計上となっております。なお、山村活性化支援センターにつきましては、新たな施設活用を進めるべく、内閣府に対して地方創生推進交付金事業計画書を1月23日に提出させていただきました。新たな施設利用に関しては、国の事業採択がなければ難しく、当面の間は村直営による施設管理を行うべく予算計上しております。なお、現施設管理人の方からは、令和4年度の管理契約締結時において本契約をもって管理人を終了したいと申出がありましたことから、同施設の管理業務委託料については皆減としております。

続きまして、68ページ中段になります。11目国民保護協議会費、本年度予算額41万9,000円、前年度同額の計上です。

次に、72ページへ進みます。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額96万9,000円、前年度同額の計上です。

2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、本年4月9日執行の北海道知事、北海道議会議員選挙の執行に要する費用202万1,000円を計上するものです。

73ページ下段から75ページ中段へ進みます。3目村長及び赤井川村議会議員選挙費、本年4月23日執行の村長及び村議会議員選挙の執行に要する費用618万円を計上するものです。なお、本選挙から条例に基づく選挙運動用ビラ作成、ポスター作成、選挙運動用自動車の公費負担制度が導入されることから、関連費用として18節負担金補助及び交付金に248万7,000円を計上しております。

続きまして、76ページ下段から77ページへ進みます。2款6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額96万3,000円、前年比30万6,000円の減で、旅費の減少によるものです。

続きまして、133ページへお進みください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交

付金、本年度予算額1億5,433万8,000円、前年度より163万4,000円の増で、主な増加要因は、本部共通経費となりますが、デジタル環境構築費用としての増額と職員人件費の増額によるものです。

続きまして、133ページ中段から135ページにかけて説明いたします。2目災害対策費、本年度予算額577万3,000円、前年比9万5,000円の増額となっております。前年同様の計上となっておりますが、12節委託料において国において新たに浸水区域が指定されたことから、浸水エリア拡大部分のハザードマップ作成費用として24万2,000円を、14節工事請負費については原子力防災補助金を活用して電波法の改正に伴う赤井川小学校の放送設備の更新工事費として122万1,000円を、18節負担金補助及び交付金につきましては北後志広域防災連携負担金として19万8,000円を計上し、北後志5町村による防災食料品の共同購入、リスク情報の共有化を図る費用を計上しております。

次に、154ページをお開きください。10款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2億3,611万1,000円、前年比169万3,000円の減、同じく2目利子につきましては本年度予算額685万1,000円、前年比10万円の減少で、過疎対策事業債をはじめとする長期債の元金及び利子の計上となっております。

最後になりますが、155ページになります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額250万9,000円を予備費として計上しております。

以上で議会費及び総務課所管の歳出予算の説明を終わりますが、156ページ以降には債務負担行為に関する調書、地方債の年度末現在高の見込調書及び給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高欄願います。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 瀬戸住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） それでは、私のほうから住民課所管の一般会計歳出予算に関わります主な部分についてご説明いたします。

59ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、本年度50万円を計上し、前年度に対して50万円を減額しようとするもので、過去3年の歳出還付における過誤納還付金や法人村民税還付金の平均実績に基づいて算定したものです。

次に、2款1項7目交通安全対策費です。本年度217万2,000円を計上し、前年度に対して29万7,000円を減額しようとするもので、公用車車検代などに係る費用を減額したものが主なものです。

次に、68ページ下段をお開きください。2款2項徴税费、1目税務総務費、本年度61万8,000円を計上し、前年度に対して5,000円の増額で、前年並みとなっております。

次に、69ページ下段です。2款2項2目賦課徴収費、本年度1,092万6,000円を計上し、前年度に対して550万3,000円を減額しようとするものです。内訳は、10節需用費の印刷製本費でQRコード付納付書印刷やそれに対応する封筒代など59万円の増額、12節委託料で次年度の評価替えに向けて土地鑑定評価委託料の減額や法改正対応のシステム改修が終了

し、それに係る経費608万6,000円の減額が主なものです。

次に、70ページです。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度2,371万7,000円を計上し、前年度に対して471万9,000円を増額するものです。内訳は、12節委託料で総合行政システムのプリンター及びサーバー類が更新時期を迎え、それに伴う更新費用が主なものです。

次に、71ページ下段です。2款3項2目国民年金費、本年度2万6,000円を計上し、前年度に対して1万円の減額で、前年並みとなっております。

次に、75ページ中段をお開きください。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、本年度16万9,000円を計上し、前年度に対して10万1,000円の増額で、前年並みとなっております。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出予算に関わります主要な部分についてご説明をさせていただきます。

78ページをお開きください。78ページから82ページにかけてになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度1億2,778万1,000円、前年度に対して837万3,000円を増額するものです。主な増減の内訳は、12節、総合福祉計画策定業務委託料について計画期間が令和5年度最終年となることから、計画更新を行うため、新規計上するものです。赤井川村地域おこし協力隊員活動推進支援業務委託料406万3,000円につきましては、赤井川村社会福祉協議会に地域おこし協力隊員を配置し、村民の社会参加や高齢者の通院、買物に必要な交通手段のサービス等の業務を行うために新規計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金で住民活動費の社会福祉協議会補助金につきましては、人件費の減によるものです。19節扶助費で障害者福祉費の介護給付費、訓練等給付費で利用者数の増により必要見込額120万円が増えたものでございます。そのほかに、27節繰出金の増、これは国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算計上に伴い、昨年比で増額となるものでございます。

次に、82ページをお開きください。下段からになります。3款1項2目老人福祉費、本年度1,582万8,000円、前年度に対して31万9,000円を減額しようとするものです。主な減額の内訳は、18節、在宅高齢者除雪支援助成金の減、19節扶助費で老人福祉施設入所者措置費の増額となるものでございます。

84ページをお開きください。3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、本年度168万7,000円、前年度に対して35万円を減額しようとするもので、実績に基づく推計により計上するもののほか、令和4年度に実施した重度心身障害者医療給付システムの改修業務委託料分が減額となるものでございます。

3款1項4目社会福祉施設費、本年度219万4,000円、前年度に対して7,000円を減額しよ

うとするものです。ほぼ前年度並みの計上となっており、引き続き老朽化した寿住宅の解体工事2戸分を計上しております。

3款1項5目後期高齢者医療費、本年度2,338万1,000円、前年度に対して412万6,000円を減額しようとするものです。増減の内訳としましては、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の減額と後期高齢者医療特別会計繰出金の増額となるものでございます。

3款1項6目介護保険事業費、本年度6,887万8,000円、前年度に対して109万1,000円を減額しようとするものです。主な減の内訳は、18節、後志広域連合負担金の減額となるものです。居宅介護支援事業補助金について703万5,000円と同額計上となります。デイサービスセンター指定管理料も2年目となり、3,114万6,000円の動画計上となるものでございます。

87ページを御覧ください。3款1項7目地域支援事業費、本年度4,780万5,000円、前年度に対して153万1,000円を減額しようとするものです。増減の内訳は、12節委託料の積算見込みによるもので、主な事業は日常生活支援総合事業委託料25万9,000円、生活支援体制整備事業委託料848万5,000円、地域包括支援センター運営業務委託料3,419万2,000円、高齢者世話付住宅援助員派遣事業委託料362万9,000円を計上するものでございます。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度3,006万4,000円、前年度に対して36万4,000円を増額しようとするものです。主な増減の内訳は、人件費の増減によるものです。

3款2項2目乳幼児医療費、本年度285万1,000円、前年度に対して25万7,000円を減額しようとするもので、実績に基づく推計により計上するものでございます。

90ページになります。3款2項3目保育所運営費、本年度1,823万5,000円、前年度に対して21万6,000円を増額しようとするもので、主な増減の内訳は広域入所委託料の12節委託料の減額及び認定こども園や幼稚園入所者を対象とする施設型給付費の19節扶助費で439万4,000円を増額、利用推計により計上するもののほか、保育所用備品購入費10万円を新たに計上するもの、地域おこし協力隊員、現在保育士を募集しておりますが、その方の分の家賃助成金として60万円を新たに計上するものでございます。

3款2項4目児童措置費、本年度1,143万円、前年度に対して125万5,000円を減額しようとするものです。19節扶助費について児童手当の支給見込みにより減額しようとするものです。

92ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度3,257万7,000円、前年度に対して772万8,000円を増額しようとするものです。増額の内訳は、人件費で一般職1名分の増額となるもののほか、国において出産・子育て応援給付事業が新たに創設されたことに伴い、11節役務費に相談支援手数料18万円及び18節負担金補助及び交付金に妊娠時と出生届出時にそれぞれ5万円の経済支援を行うための給付金として100万円を新たに計上するものでございます。

95ページ下段になります。4款1項2目予防費、本年度1,495万4,000円、前年度に対して231万9,000円を増額しようとするもので、主な増額の内訳としては新型コロナウイルス

感染症対応事業費で今後も接種が見込まれる北後志共同接種体制整備負担金を計上しております。

97ページ下段になります。4款1項3目環境衛生費、本年度2億5,961万8,000円、前年度に対して8,943万4,000円を増額しようとするもので、増の主な内訳としましては廃棄物処理費で北後志5か町村で設置する北後志衛生施設組合の処理施設老朽化について取り進めている下水道浄化槽汚泥の処理を一元化する下水道広域化推進総合事業において令和5年度から実施する施設の建設工事に関わる構成町村負担金7,688万7,000円が増額するものと簡易水道事業特別会計と下水道事業特別会計繰出金が増額計上となるものでございます。

101ページを御覧ください。4款1項4目診療所費、本年度2,900万1,000円、前年度に対して45万7,000円を減額しようとするもので、減額の主な内訳はエックス線撮影装置等リースが当初のリース期間を終え、リース料が下がったことによるものです。

102ページの中段から御覧ください。4款1項5目健康支援センター費、本年度840万8,000円、前年度に対して48万5,000円を増額しようとするもので、増額の主な要因としましては灯油価格高騰により燃料費の見込額が54万1,000円増額となることによるものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会及び産業課所管の歳出予算について主要部分について説明させていただきます。

104ページからになります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額497万3,000円、前年度に対しまして67万8,000円を減額しようとするものです。減額要因は、8節旅費で前年度農業委員の道外視察研修の実施を終えたことによるものでございます。

続いて、105ページ中段から107ページです。2目農業総務費、本年度予算額4,581万9,000円、前年度に対しまして28万1,000円を増額しようとするものです。増額要因は、細目1、人件費が27万9,000円の増額、その他はほぼ前年並みの計上となっております。また、有害鳥獣駆除の地域おこし協力隊員を4月から会計年度任用職員として1名が採用予定となっております。

続いて、107ページから108ページにかけてになります。3目農業振興費、本年度予算額4,205万6,000円、前年度に対しまして1,272万8,000円を増額しようとするもので、前年度比での主な減額事業につきましては、細目2の農業振興対策費の18節負担金補助及び交付金で新規就農者用のハウスの導入を支援する新規就農者育成支援特別対策事業が2,270万円の皆減、新規就農研修生の減による研修中の営農指導の営農実習支援助成金が300万円の減となっております。主な増額要因といたしましては、細目2の農業振興対策費ですが、2年間の国の実証事業を終えた農泊推進対策への支援として新規で30万円、細目4の農業次世代人材投資事業におきましては国の新たな新規就農支援制度であります新規就農者育

成総合対策事業補助金、これが新規に6名分で1,987万5,000円を計上しております。なお、この事業費につきましては、全てが国費、道費が財源となっているところでございます。また、新たに細目5といたしまして新規就農等促進施設管理費として維持管理費、総額36万円を計上しているところでございます。

109ページ中段に移りまして、4目畜産業費、本年度予算額29万1,000円、前年度と同額を計上しようとするもので、前年同様の内容となっております。

109ページ下段から111ページになりますが、5目農地費、本年度予算額2,748万2,000円、前年度に対しまして1,301万1,000円を増額しようとするものです。増額要因といたしましては、細目4の水利施設等保全高度化事業におきまして道営農業農村整備事業による農地基盤整備費の地元負担金が前年度比で1,479万円の増の総額2,210万円を計上してございます。本年度の赤井川地区の道営事業費は、総額1億3,000万円を予定しております。地元負担は17%、この17%のうち、受益者負担は7.5%の負担となっており、本年は農地整備といたしまして暗渠区画整理工事に12ヘクタール、このほか来年以降の基盤整備と畑かん延長の調査設計を予定しているところでございます。事業期間につきましては、令和4年度から9年度までの6年間でございます。

続いて、111ページ中段です。6目農業経営基盤強化促進事業費、本年度予算額2万円、前年度に対しまして3万円を減額しようとするものでございます。

続いて、下段から112ページになります。7目農業振興センター管理費、本年度予算額1,140万9,000円、前年度に対しまして97万3,000円を増額しようとするもので、増額要因につきましては備品購入費のほうで新規に60万円、これは振興センターの食堂兼研修室の冷蔵庫ですとか炊飯器、その他洗濯機ですとか、平成6年の施設設置以来の備品更新を予定しているもので、このほかはほぼ前年並みの計上となっております。

112ページ中段に移ります。8目地籍調査成果管理費、本年度予算額325万9,000円、前年度に対しまして183万7,000円を増額しようとするもので、増額の要因につきましては、20年以上使用してきました地籍管理システムの老朽化、サポート終了に伴いまして新システムへのデータ構築業務として203万5,000円を委託料で新規計上しているところでございます。

同じく112ページ下段から114ページになりますが、9目水利施設管理費、本年度予算額2,223万3,000円、前年度に対しまして547万円を増額しようとするもので、主な増額要因につきましては、ダム施設の停電対応のバッテリー装置の交換で80万円、14節工事請負費でダムの放流する放流施設の外壁の補修工事に300万円計上などとなっております。これにつきましては、財源は補助事業及び起債を活用した対応を予定しているところでございます。

続いて、114ページの下段から117ページまでになります。2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額1,907万円、前年度に対しまして133万8,000円を減額しようとするもので、主な減額要因は、細目1の林業振興費の負担金補助及び交付金の造林事業におきまして豊かな森づくり推進事業補助金133万9,000円の減額、森林整備地域活動支援交付金73万円の減

額で、合わせて207万4,000円の減額でございます。前年度比で増額した部分につきましては、村の鳥獣被害防止対策協議会負担金85万1,000円が増額となっております。また、細目4におきましては、有害鳥獣駆除隊の地域おこし協力隊活動費といたしまして163万6,000円を計上しております。

続いて、118ページです。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度予算額1,346万6,000円、前年度に対しまして140万3,000円を減額しようとするもので、減額の主な要因は細目1の人件費で130万3,000円、このほかはほぼ前年並みの計上をさせていただいております。

続いて、119ページ中ほどから121ページですが、2目観光費、本年度予算額4,021万3,000円、前年度に対しまして97万円を増額しようとするものです。増額要因は、細目1の観光振興費におきまして観光プロモーションに関する経費を補助事業を活用しながら各節全般に約200万円ほど措置させていただいております。このほか、昨年の開催が最後になりましたメープル街道393もみじ祭につきましては160万円の皆減、細目2の道の駅あかいがわ施設管理費では15節原材料費で施設裏の庭園、緑地帯の芝の更新に関する原材料費70万円を新規に計上しております。これは、本年度から2年程度かけて実施したいと考えております。

続いて、121ページ中段から123ページになります。3目小公園管理費、本年度予算額4,309万4,000円、前年度に対しまして414万8,000円を増額しようとするもので、増額要因につきましてはカルデラ、みやこ公園管理委託料の増、17節備品購入費ではパークゴルフ場の発券機の新規購入、そして昨年度パークゴルフ場敷地内に新規に井戸を掘削したことから、現在利用しております芝の散水用のかん水機材のほか、もう一式新規かん水機材を購入を予定しております、備品購入費総額138万4,000円を新規計上しようとするものでございます。

同じく中段から124ページにかけてでございます。4目保養センター費、本年度予算額7,340万5,000円、前年度に対しまして5,883万7,000円を増額しようとするもので、大きな増額の要因につきましては昨年度の源泉3号井の掘削に伴い総務費で計上しております再生可能エネルギーの事業費と併せまして、ここの項目において関連して、耐用年数を経過し、老朽化した機械室の設備更新として高効率ボイラー、貯湯槽、給排水設備等の更新工事5,533万円、実施設計委託料も合わせまして総額約5,870万円を新規で計上しようとするものでございます。なお、事業実施に当たっての財源は、過疎対策事業債を5,860万円予定しているところでございます。

以上で農業委員会及び産業課所管歳出予算について説明させていただきました。ご審議方よろしく願います。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管歳出予算について説明させていただきます。

125ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務

費、前年度に対し765万7,000円を減額し、167万6,000円の計上とするものでございます。大きな要因といたしましては、人件費が令和4年度の職員の異動に伴い、全額減となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、126ページを御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、前年度に対し517万円を減額し、1億2,675万1,000円の計上とするものでございます。減額の主な要因といたしましては、14節工事請負費の事業量の減が大きな要因でございます。前年対比につきまして542万5,000円の減額となっております。令和5年度の予定工事につきましては3本、区画線工事で3,680メートル、舗装補修工事で600平米、共栄東線側溝清掃工事で1か所という形になっておりまして、あと維持工事で予定しておりました前々から議員の方から言われておりました池田川のガードパイプの撤去につきましては河川のほうで計上してございます。それ以外につきましては、前年度並みの計上となっております。

127ページを御覧いただきたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、前年度に対し2,679万8,000円を増額し、6,060万2,000円の計上とするものでございます。主な増額の要因といたしましては、9月補正でも説明いたしました新規路線、北丸山線道路改良工事が令和5年度より開始されることから、その事業費分が増額となるものでございます。ほかの事業といたしましては、継続で富田線、令和5年度は36メートル行いまして、残り88メートルとなります。今後は、補正または次年度の予定でございます。北丸山線につきましては、令和5年度は全体900メートルのうち133メートルを行います。令和8年度までの4か年事業を考えております。それ以外につきましては、ほぼ前年度並みの計上となっております。

129ページを御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、前年度に対し2,557万8,000円を減額し、3,567万6,000円の計上とするものでございます。減額の主な要因といたしましては、工事施工箇所による工事費の減額でございます。令和5年度の実施箇所につきましては、西池田橋1橋の補修工事を行う予定でございます。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

129ページ下段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、前年度に対し657万8,000円を増額し、2,464万円の計上とするものでございます。増額の主な要因につきましては、14節工事請負費で657万8,000円を増額でございます。令和5年度の工事箇所につきましては、河川工事で5本予定しております。曲川400メートル、都川600メートル、後志川700メートル、下池田川300メートル、板子屋川440メートル、護岸工事で1か所、池田川90メートルを行います。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

続きまして、130ページを御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、前年度に対し4,370万5,000円を増額し、1億1,204万9,000円の計上とするものでございます。増額の大きな内容につきましては、10節需用費で530万3,000円を増額、これにつきましては公営住宅の個別改善補助事業に係る外部修繕費の単費分の計上でございます。

あと、14節工事請負費で2,845万7,000円の増額、これにつきましては公営住宅の個別改善事業の増額分でございます。令和5年度の実施工事の予定でございますけれども、中央団地個別改善内部改修工事、去年に引き続き3戸の水回り改善をいたします。あと、中央団地個別改善外部改修工事、今年度より外部工事、内部工事の3棟全部終わったところにつきまして1棟分、全部外部工事ということで屋根、外壁、窓の改修を行います。2棟分見えております。あと、村営都団地塗装工事が1棟3戸、職員住宅塗装工事が1棟4戸ということで考えております。あと、18節負担金補助及び交付金で900万円の増、これにつきましては移住・定住支援事業の概算予定者が3名分計上するものでございます。それ以外については、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で建設課所管一般会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 10分休憩します。

午後 4時12分 休憩

午後 4時25分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出予算についてご説明させていただきます。

136ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算118万3,000円、前年度比1万5,000円の減、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、同じページの下段から139ページにかけまして、9款1項2目事務局費、本年度予算6,320万5,000円、前年度比785万9,000円の増、これは主に次の138ページの18節負担金補助及び交付金で地域活性化企業人派遣事業負担金で560万円、同事業の提案事業負担金で60万円を計上したことによる増となっております。この企業人人材派遣制度は、総務省所管の事業で、概要としては3大都市圏に所在する企業等の社員がそのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことで地域の活性化を図るとなっております。赤井川村では教育分野における学校ICT環境などのDX推進を目的として活用しようとするもので、人材派遣に関する費用につきましては560万のほうは10割、事業を進める上で必要となる経費について要する費用につきましては2分の1が特別交付税措置されることとなっております。教育DXとしては、プログラミングやネットワーク、遠隔授業を軸に、付随して社会教育や役場職員の人材育成にもつながり、赤井川村で効果が見込まれる企画を派遣された企業人に発案、提案してもらい、事業として取組を展開し、教育の活性化を図りたいと考えております。

次に、139ページ下段から142ページにかけまして、9款2項小学校費、1目学校管理費、

本年度予算2,336万4,000円、前年度比9万5,000円の減、内訳では燃料費の高騰による増額や昨年度当初計上していた個別修繕が終了したことによる減などで、増減はあるのですが、おおむね前年度並みの計上となっております。

次に、142ページ中段から御覧ください。9款2項2目教育振興費、本年度予算473万3,000円、前年度比121万9,000円の減、主な理由としては、令和2年度から各小中学校に配置されているロボット、ペッパーが今月末で3年間の期間満了によってリース料が来年度から減額となるもののほか、隔年実施の小学校の修学旅行を令和4年度に実施しているため、令和5年度はバス借り上げ料が減額となっているものです。

続いて、143ページ下段から144ページにかけて、9款3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算1,260万7,000円、前年度比23万円の増、これは燃料費の高騰による増額が主な理由であり、そのほかにつきましてはおおむね前年度並みの計上となっております。

次に、144ページ最下段から146ページにかけて、9款3項2目教育振興費、本年度予算2,166万7,000円、前年度比1,091万7,000円の減、減の最も大きな要因は17節備品購入費で令和4年度に計上したスクールバス購入費1,098万2,000円が事業完了に伴い減となったことによるものです。

次に、146ページから148ページにかけて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算1,710万2,000円、前年度比175万8,000円の増、主な増額の要因としては中学生海外研修事業補助金で、予算策定段階での見積額が昨年度に比べて上昇しているもので、こちらの内訳につきましては人数ですとか単価の上昇によるものでございます。こちらの部分だけで164万3,000円の増となっております。この事業につきましては、昨年度より中学3年生を対象として実施を計画しているのですが、現在のところ受入先のストラスマア校と打合せの結果、学校としての受入れは可能との回答をいただいているところです。ただ、ホームステイの受入れは難しいとのご意見もいただいていることから、昨年度の予算策定時の計画と同様にホテルの宿泊として、日程を4泊7日、8月5日から11までの予定で計画しております。現状では新型コロナウイルス感染症の規制が緩和される方向に進んでおり、令和5年度での海外研修実施に向けて準備を進めていく予定となっております。なお、赤井川中学校在籍中に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業の中止によって海外研修の実施がかなわなかった令和3年度卒業生13名及び現在の中学3年生11名につきましては、中学生と同時期に海外研修に参加できるよう方策を考え、今後改めてご提案していきたいと考えております。

次に、148ページ中段から御覧ください。9款4項2目社会教育施設費、本年度予算871万1,000円、前年度比41万4,000円の増で、施設管理委託料の積算単価上昇による増などが原因となっております。

次に、149ページ下段から151ページにかけて、9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算289万7,000円、前年度比17万1,000円の減で、こちらはAEDリース料の見直しによる減額となっております。そのほかにつきましては、前年度並みの計上とな

っています。

続きまして、151ページ中段から153ページにかけて、9款5項2目体育施設費、本年度予算1,933万8,000円、前年度比86万8,000円の増で、施設管理委託料の積算単価上昇による増などによって増えているものです。

最後に、153ページをお開きください。9款5項3目学校給食費、本年度予算2,661万円、前年度比218万6,000円の増、これは仁木町へ支払う学校給食業務負担金の増が主な理由となっております。

以上で教育委員会所管の令和5年度一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の令和5年度後期高齢者医療特別会計当初予算についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、本年度966万7,000円、前年度に対して87万1,000円を増額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により増額計上するものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度930万8,000円、前年度に対して54万5,000円を増額計上しようとするものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

次に、10ページをお開きください。5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定として計上です。

5款2項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款3項雑入、1目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

11ページになります。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度11万3,000円、前年度に対して2万円を減額計上しようとするものです。

1款2項徴収費、1目徴収費、本年度146万2,000円、前年度と同額計上しようとするものです。

12ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度1,720万4,000円、前年度に対して143万6,000円を増額しようとするもので、こちらは広域連合での試算結果に基づき計上するものです。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度

と同額で、科目設定としての計上です。

3款1項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

14ページをお開きください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度同額の20万円を計上するものです。

以上で令和5年度後期高齢者医療特別会計当初予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の令和5年度国民健康保険特別会計当初予算について説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度2,396万2,000円、前年度に対して177万1,000円を減額計上しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により減額するものです。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、前年度と同額を計上しようとするものです。

8ページをお開きください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1万3,000円、前年度に対して1,000円を減額計上しようとするもので、内訳は国民健康保険税の督促手数料であり、実績に基づく推計により減額しようとするものです。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定として計上するものです。

10ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,988万1,000円、前年度に対して278万3,000円を増額しようとするもので、内訳は基盤安定繰入金の前年度実績に基づく減額及びその他一般会計繰入金について予算総額を鑑みて増額となっているものでございます。

4款2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

続きまして、12ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項雑入、1目返納金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項2目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項3目広域連合支出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度511万4,000円、前年度に対して35万円を増額計上しようとするものです。増額のうち主な内訳は、17節備品購入費で国保連合会との連携システム更新に伴い必要となるパソコン購入費40万8,000円を計上するものです。

14ページをお開きください。1款1項2目広域連合負担金、本年度3,726万円、前年度に対して484万6,000円を増額計上しようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金が前年度に比べて増額となるものです。

1款2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度73万2,000円、前年度に対して1万4,000円増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

1款3項審議会費、1目審議会費、本年度5万7,000円、内訳は国民健康保険税審議会の運営に関わる経費で、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、16ページをお開きください。2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度1,000円、財政調整基金の積立金でございまして、今後予定されている資産割の廃止や全道統一保険料、税率の導入において激変緩和措置が必要となった場合に備えて分賦金の減により生ずる余剰財源を積立しようとするもので、令和4年度につきましては新年度予算時に余剰財源が確定しておりましたが、令和5年度分につきまして現時点につきましては余剰財源がないことから、科目設定として計上するものでございます。

3款公債費、1項公債費、1目利子、本年度1,000円、前年度と同額で、一時借入金の利子について科目設定としての計上でございます。

18ページをお開きください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度20万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

4款1項2目退職被保険者等保険税還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定として計上するものです。

4款1項3目償還金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4款1項4目一般被保険者還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4款1項5目退職被保険者等還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4款2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

20ページをお開きください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

21ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で令和5年度国民健康保険特別会計当初予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算について説明をいたします。

6ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、前年度に対し1,099万1,000円を減額し、2,963万4,000円の計上とするものでございます。減額の大きな要因は、赤井川地区簡易水道と常盤地区簡易水道及び落合地区簡易給水施設の料金収入の減が令和4年度実績に伴う減額でございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。1款2項手数料、1目手数料、前年度に対し4,000円を減額し、4,000円の計上でございます。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し2,315万9,000円を増額し、5,829万6,000円の計上とするものでございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思います。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

次に、10ページを御覧いただきたいと思います。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

次に、11ページを御覧いただきたいと思います。村債については、令和5年度は借入れがないため、廃款となります。

次に、12ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、前年度に対し485万円を増額し、1,447万5,000円の計上とするものでございます。大きな増額の要因といたしましては、職員の異動に伴う給料等の増額でございます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、前年度に対し2,327万6,000円を減額し、5,879万9,000円の計上とするものでございます。大きな減額の要因といたしましては、12節委託料で対前年比で662万5,000円の減額、これにつきましては公営企業会計の委託業務の発注が全て終わったために減額するものでございます。14節工事請負費で前年度比1,667万6,000円の減額、これにつきましては令和4年度に都地区の大規模な水源の改修工事を行いまして、完了したため、その分が減となって、今年度につきましては量水器の取替え工事1本を予定しているためのものでございます。

16ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度に対し80万6,000円を増額し、1,313万4,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の長期債元金の増額によるものでございます。

下段に移ります。3款1項2目利子、前年度に対し1万6,000円を減額し、142万8,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の一時借入金利子及び長期債利子の減額でございます。

次に、17ページを御覧いただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度と同額の10万円の計上とするものでございます。

18ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

続きまして、令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算について説明をいたします。

8ページを御覧いただきたいと思ひます。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、前年度と同額の受益者分担金2万円の計上でございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思ひます。2款事業収入、1項使用料、1目下水道使用料、前年度に対し19万8,000円を減額し、1,170万3,000円の計上でございます。これにつきましては、現年度分下水道使用料の減額でございます。令和4年度の実績から減額しているものでございます。

下段に移ります。2款2項手数料、1目手数料、前年度に対し1,000円を減額し、8,000円の計上でございます。

10ページを御覧いただきたいと思ひます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、前年度に対し1,620万円を増額し、2,070万円の計上でございます。これにつきましては、公共下水道補助事業（更新）の交付金事業の計上でございます。工事内容につきましては、支出のほうで説明いたします。

次に、11ページを御覧いただきたいと思ひます。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し743万7,000円を増額し、5,302万2,000円の計上とするものでございます。1節一般会計繰入金の増額でございます。

12ページを御覧いただきたいと思ひます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度同額の1,000円の計上でございます。

13ページを御覧いただきたいと思ひます。6款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度同額の1,000円の計上でございます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思ひます。7款村債、1項村債、1目下水道事業債、前年度に対し1,480万円を増額し、1,930万円の計上とするものでございます。これは、下水道補助事業の機器類の更新の工事を行うための借入れでございます。

下段を御覧いただきたいと思ひます。下水道公営企業会計適用債、水道会計と同じく借入れがないため、廃目とするものでございます。

15ページを御覧いただきたいと思ひます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、前年度に対し464万9,000円を増額し、940万7,000円の計上とするものでございます。大きな増の要因といたしましては、職員の異動に伴う給与費等の増額でございます。

17ページを御覧いただきたいと思ひます。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、前年度に対し2,475万4,000円を増額し、7,416万6,000円の計上とするものでございます。大きな増の要因といたしましては、12節委託料で1,698万5,000円の減額となっております。これにつきましては、アクアクリーンセンター施設更新実施設計業務が完了したことによる

減額でございます。そのほか、増といたしましては18節負担金補助及び交付金で3,963万8,000円の増額、これにつきましてはアクアクリーンセンター施設更新工事が本格的に令和5年度より始まることにつきまして、この工事につきましては全て下水道事業団に負担金として支払います。発注から検査まで事業団が全て行って、村のほうに受渡しをするという形の方式を取っております。

18ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度に対し55万8,000円を増額し、1,870万2,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料、長期債元金の増額によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。2目利子、前年度に対し32万3,000円を減額し、238万円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料、一時借入金利子及び長期債利子の減額によるものでございます。

19ページを御覧いただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度同額の10万円の計上とするものでございます。

20ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算の説明を終了いたします。ご審議の方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第18号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第18号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（岩井英明君） ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（岩井英明君） 本日は、これで延会します。

次の開催は明日3月9日午前10時より開議しますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでございました。

(午後 4時55分延会)